

衆議院 第百六十六回国会 厚生労働委員会 議 録 第二十一号

平成十九年五月十八日(金曜日)
午前九時五十分開議

出席委員

委員長 櫻田 義孝君
理事 伊藤信太郎君 理事 鴨下 一郎君
理事 谷畑 孝君 理事 宮澤 洋二君
理事 吉野 正芳君 理事 三井 辨雄君
理事 山井 和則君 理事 福島 豊君
理事 秋葉 賢也君 理事 新井 悦二君
井上 信治君 石崎 岳君
加藤 勝信君 川条 志嘉君
木原 誠二君 木村 義雄君
岸田 文雄君 清水鴻一郎君
菅原 一秀君 杉村 太蔵君
平 将明君 高鳥 修一君
戸井田とおる君 富岡 勉君
中根 一幸君 長崎幸太郎君
西川 京子君 林 潤君
原田 令嗣君 福岡 資麿君
松野 博一君 松本 純君
松本 洋平君 内山 晃君
大島 敦君 菊田真紀子君
郡 和子君 園田 康博君
田名部匡代君 筒井 信隆君
長妻 昭君 古川 元久君
細川 律夫君 柚木 道義君
坂口 力君 古屋 範子君
高橋千鶴子君 保坂 展人君

政府参考人
(内閣府大臣官房政府広報室長) 高井 康行君
(総務省大臣官房審議官) 門山 泰明君
(厚生労働省年金局長) 渡邊 芳樹君
(政府参考人) 村瀬 清司君
(社会保険庁長官) 清水美智夫君
(社会保険庁総務部長) 青柳 親房君
(社会保険庁運営部長) 今別府敏雄君
(社会参考人) 長
(社会保険庁運営部企画課) 榊原 志俊君
厚生労働委員会専門員

委員の異動

五月十八日

辞任

補欠選任

新井 悦二君 中根 一幸君
木原 誠二君 平 将明君
松野 博一君 秋葉 賢也君
菊田真紀子君 長妻 昭君
柚木 道義君 古川 元久君
阿部 知子君 保坂 展人君

同日

補欠選任

秋葉 賢也君 松野 博一君
平 将明君 木原 誠二君
中根 一幸君 新井 悦二君
長妻 昭君 菊田真紀子君
古川 元久君 柚木 道義君
保坂 展人君 阿部 知子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

そのように決しました。

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第二三三号)
国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四四号)
公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五五号)

○櫻田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古川元久君。

○古川(元)委員 おはようございます。民主党の古川元久です。

きょうは、まず最初にちょっと政府広報について聞きたいと思っています。

最近いろいろな政府広報がありますね。「ストップ! いじめ」とかエイズ検査の勧めとか、あと、「美しい国づくり」プロジェクト、あなたが思う「美しい日本の絆」はなんですか?、こんなことまで、政府の広報で税金でやるのいいのかと思ったりしますが、中身については、そこいらつしやる鴨下先生とか私が所属している決算行政監視委員会の話かなと思います。

きょう、広報室長に来ていただいています。どういうものを税金をかけて政府広報にするか、こういう政府広報でいろいろな新聞とかテレビだとか広告を宣伝する、その手続について御説明いただけますか。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。内閣府の政府広報でございますけれども、政府の重要施策に関する広報につきましては、内閣におきます内閣広報室あるいは関係省庁と協議をいたしまして、毎月、広報テーマをとっております。そのテーマを集めまして、関係省庁と協議をして新聞、テレビ、雑誌等の広報を行っている、こういうことでございます。

○古川(元)委員 室長、何か十五分に予定があるということ、どうぞお帰りたいだいて結構です。ありがとうございます。

要は、今の室長のお話だと、各官庁とかあるいは内閣で決めてということだそうなんです、今、この委員会が我が党議員が毎日のようにお伺

○櫻田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案並びに山井和則君外五名提出、歳入庁設置法案、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房政府広報室長高井康行君、総務省大臣官房審議官門山泰明君、厚生労働省年金局長渡邊芳樹君、社会保険庁長官村瀬清司君、社会保険庁総務部長清水美智夫君、社会保険庁運営部長青柳親房君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、

いしてあります。消えた年金記録の問題について、これだけ昨年来から大きな問題になってきております。先日の委員会での大臣の答弁などもお伺いしております。とにかく心配や疑問があれば申し出てくれ、それについてはちゃんと対応するんだという御答弁が続いているわけなんです。その前提として、そもそも、心配や疑問を持つぐらにこういうことが起きているんだということが国民に周知徹底されているのかどうか。今までこの問題について、これだけマスコミなんかでも載っているわけですが、なかなか最近では新聞を読まない人も多いわけでありまして、国民に対する周知徹底というのはどれくらいこれまで行われたんですか。

○青柳政府参考人 記録問題についての周知徹底についてのお尋ねがございました。

私どもは、実は、年金記録相談の特別強化体制ということで、昨年の八月からこういう記録についてのお尋ねを受け付けていたという状況です。そして、これをさまざまな機会を通じてお知らせさせていただいております。

具体的に例示を申し上げますと、昨年の十一月のねんきん月間の実施に当たりまして、新聞やポスターによりまして広報を行っていただいております。また、マスコミ等に公開の場となっております。また、各自治体の社会保険事業運営協議会、これは御存じのように、各自治体にお集まりいただきまして社会保険の事業について御議論いただく場でございます。この場におきまして、あるいは社会保険のホームページにおきまして、こうした記録の確認作業の実施状況について逐次報告するというふうな形で、情報提供に努めさせていただいております。

○古川(三)委員 そういう情報提供で、国民の皆さんに対しては、この問題はこういう問題が起きているんですよ、周知徹底は十分だ、そういう認識ですか。

○青柳政府参考人 何をもちて十分というふうに評価したらよいか、にわかにお答えできません。

が、ただ、一つの事実として申し上げますれば、昨年の八月より開始をいたしました年金記録相談の特別強化体制によりまして、本年の三月までにおよそ二百二十五万件の照会をいただいているというの事実でございます。それなりに功を奏しているというふうに私どもも考えている次第でございます。

○古川(三)委員 それなりにというのでまだ五千万件も残っているというその認識は、これは私はきょう皆さんに、昨年のねんきん月間のときに出されたという新聞広告をここに資料として出させていたいただきましたけれども、その認識は根本的にちよつと甘いし、そもそもこういう問題を起こしたことに對する反省もないんじゃないかなと思うんです。そもそも、今まで新聞広告を打ったのは、ねんきん月間だからという中で打ったこの一回きりだという話なんです。あと、ホームページに載っています。

ちよつと後でも伺いますけれども、今、もう既に年金受給資格のあるような人の記録でも千九百万件とかいうふうに言われている状況の中で、果たしてこういう人たちが、ホームページまで見に行つて、こういう問題が起きている、自分は大丈夫かなというふうになつて連絡をするだろうか。

しかも、この広告も何か、そういう問題が起きているというところはここから見てもわからないんです。聞いた。わかった。安心できた。聞いた。納得。国民年金・厚生年金。私たちも普通こういう広告だと、ほとんど見逃しますね。特に、「年金記録相談の特別強化」ところだけでも少し抜粋しているのを二ページ目のところに大きく拡大して出させていたんですが、ここに書いてあるのは、「社会保険庁ではご自身の年金記録への疑問や不安に少しでもお答えできるよう、本年八月二十一日から十二月末まで、次のとおり、特別強化体制で年金記録相談を実施しています。」云々かんぬんと書いてあるんですが、今、こうして問題になつてくるような事実が起きているとい

うことについては、一言も、記述もなければ、こういう事態を招いたことに対する反省もない。

きのう、ある保険会社の全面広告がありました。ここには頭にどう書いてあるか。「このたび、保険金等のお支払いという生命保険会社として事業の根幹を成す業務において、ご迷惑とご心配をおかけするような事態を招いたことについて、お客さまならびに関係者のみなさまに深くお詫び申し上げます。まず頭で、そういうところから、おわびから入っているんですね。支払い事由別件数としてどれだけ問題があったのかというので、「約四百二十一万件のうち二千五百五十四件・約二・一億円のお支払い不足が判明」とか、事実関係をきちんと言っているんですよ。

普通、これだけ問題になつていけば、最低限の誠意として、国民の皆様方に、いわば本来年金として給付をしなければいけないお預かりしたものの納付記録がはつきりしなくて払えないような状況になつてしまった、こういう状況に對しておわびの一言もないというのは、これは余りにも誠意が見られないと思ひますけれども、大臣、これを見られてどう思ひますか。

○柳澤国務大臣 五千万件、まだ統合ができていない年金手帳の符号番号の口があるわけでございます。そのうち、今古川委員が御指摘になられたように、既に受給年齢に達しているのではないかと、年齢で区切つてみますと、千九百万件がそういうものとして未統合の状況にある、こういうことでございます。

この状況は、かねてから私たびたび申し上げておりますように、本当にできるだけ早く統合すべきは統合するという事態が実現しなければならぬ、こういうことでございます。そういう観点から、いろいろな個別の方々に對して通知を行つてもいいわけでございます。五十八歳通知というものをさせていただいたということがございます。また、その根つこのところでは、平成九年一月から基礎年金番号が付番されるというときに、これは一億人以上の方々に対して、こういう

付番が行われます、あなたはこのほかに年金手帳をお持ちではないでしょうかという問い合わせをしておるといのが、経緯として言えばそういうふうになつております。

そういうことで、それに対して応じてくださった人も九百万件以上あるということでございます。我々の方で、要するに氏名と年齢と住所が一致するものについては統合をいたしまして、これでもよろしいでしょうかという確認の通知をした、これもまた九百万件以上上つたわけでございます。

このように、まず個別の受給権者あるいは被保険者とのコミュニケーションというものをとつて、付番として残っているものの統合を図つていくということでございます。同時にまた、一般的な広報ということでも私も努力をしております。したがって、今、運営部長の方から御答弁をさせていただいたことでございます。

そういう実績を御報告したわけでございますけれども、これから先も、個別にいろいろと被保険者あるいは受給権者に対して働きかけを行つていく、そういう体制にございまして、例えば、受給権者に対しては、今回、六月に年金の振込通知書にそのことをうたわせたので、ぜひ、不審というか、自分の年金記録を確かめたいという方は、社会保険事務所の方に特別の窓口をしつらえておりますので、そこに来ていただきたいという呼びかけをいたします。

その際に、私は、あなたの年齢で、幾らまだ統合されていない符号番号の件があるということを知らせたらどうかということを提案したわけですが、今、今回の場合は、そういう、本当に年齢別のことまでなかなか十分な分類ができていないということですので、今委員も指摘されたような、既に受給権者になったと見られる中で未統合の件数が何件ありますということをはつきり明示いたしました。そういう非常にとくさんの未統合の符号番号があるから、これをぜひ皆さん確認してくださいという呼びかけをさせていただく、こ

いうことを考えておる次第でございます。

いろいろ、我々、これから先も、一番切実感がある、そういう形で被保険者、受給権者の皆さんに自分の年金加入記録の確認をしていただくべくお願いをしていきたい、このように考えております。

○古川(元)委員 長々と御説明いただきましたが、私が大臣に聞きたいのは、そもそも今までやってきた周知徹底で十分なのかということなんです。

これだけ年金に対する国民の不安が高まっている中で、政府を挙げてこの問題というのは取り組まなきゃいけないじゃないですか。「あなたが思う『美しい日本の暮』は何ですか?」と聞く前に、まず、皆さんの年金がこんな状況になつていきます、とにかく皆さん一回確認してください、それくらい大臣から、政府広報でどんどんこれはやってください、同じ税金をかけるのでも。

今、国民が求めているのは、一体何なのか。これまでやってきたことは、この新聞広告に別にこの問題が起きたから出したわけじゃなくて、毎年、ねんきん月間のときには一回出している、そのルーチンでやっているだけなんです。そういう状況といえますか、そういう認識で、本当に国民の皆さんにきちんとこの実態をわかってもらつて、御協力いただきたい、そういうそもその姿勢がこれで見られると思いますかということなんです。

ナショナルやあるいは今回の生保もそうですけれども、今、大体、何か問題が起きると、企業はその生き残りをかけて徹底的に消費者の人たちに周知徹底をする。ナショナルのガスファンヒーターでしたか、あれなんかはいまだにやっていまして、そこまでやるかというくらいにお伝えをする、でもそこまでやるのもまだ見つかからない、そういうガスファンヒーターがあるから、とにかく見つかるまで最後までやるんだ、そういう姿勢。これは、年金制度に対する信頼そして年金を徴収する機関に対する信頼、それを確立したいんだ

というのであれば、こんな広報の体制では、今までのやり方では、そして大臣が今言われたようなこれから頑張りますという、その程度では、とても民間企業と比べても不十分だというふうに言えるんじゃないですか。そういう大臣の認識を聞いているんです。大臣、どうですか。

○柳澤国務大臣 私どもがいろいろ事務の運営の過程において問題を数々抱え、そしてまたそのことを皆様方から批判され、そしてまたそうしたことが国民の年金に対する信頼ということを傷つけているということについては、私も大変遺憾だといふふうに思っています。

しかし、ここはいきさつをお考えいただきたいわけですが、平成九年一月に付番をした、その付番は、現に加入されている年金の口座というものを付番しました。したがって、過去に入っていた年金というものについては、多分それは、こういう付番をすればすぐに住所、氏名ということ、その他が一致をする、あるいは権利者の方からお申し出をいただいて、そして一致をするだろう、こういう想定があつたわけです。

そのような手続を踏んでこういうことをやりましたので、ぜひほかの番号を持っている方はお申し出くださいということをやったのですけれども、これに應對していただいた方々というのは、一億以上の付番をした先に出したのに対して九百十六万しかというんでしょ、そういう形で返ってきたということでありまして。したがって、前に入っていた年金番号というものは、我々としては、自分らの努力でも三情報一致したのについてはみずからやって、それをまた再確認に出したわけですから、それ以外のものは今まだ、未統合の状態に残っているということなんです。そういう状況なんです。

したがって、これはどうするかといったら、個々の被保険者あるいは受給権者に対して呼びかけていくのでなかつたら、具体的にこれとこれを統合するというのをなし遂げなければこの問題は解決できないわけでありまして、そういう

手続を私どもが重視して、したがって個別の呼びかけというものを重視して、そして今委員が御指摘になられるように、一般の広報というものももっと的確に使うべきではないかということについては、そのように我々も考えます。

特に、政府広報の御指摘がありましたので、政府広報に対しては、これから私ども、ぜひ、我々のものを訴えていく、そういう機会をいただくように協議を早速にでもしてまいりたい、このように考えます。

○古川(元)委員 最後のところをおっしゃっていただければよかつたんですけれども。

今の大臣のお話を聞いてちよつとここで確認したいんですけれども、こういう事態が起きた責任、そういったものは国民にもあるというふうにお大臣はお考えなんですか。どうなんですか。

○柳澤国務大臣 私は、今プロセスを申し上げますというところで申し上げたわけでございます。したがって、私どもとしてはできる限りの努力をして、みずからの方で統合できるものは統合した、それからまた国民の皆さんからいただいた情報に基づいて統合した、さらにまたいろいろ呼びかけて、もつとおっしゃつてきてくださいということの呼びかけをしている、こういう状況であります。そういう事実関係を私は申し上げたということでございます。

○古川(元)委員 では、事実としてこの結果が起きたことについて、こういう結果になつてしまつてごめんなさいとおわびをするべき立場にあるのはどちらなんですか。だれも責任はない、これは結果責任として考えていただければいいと思いますけれども、結果責任、これはだれが悪い責任でもない、そういうふうにお大臣はお考えなんですか。

○柳澤国務大臣 私どもは年金を所管する役所として当然責任を持つていろいろな手だてを講じて、この解消のためにいろいろな手だてを講じて、何とかできるだけの機会に統合を図つていかなければならない、こういう責任を痛感して今努力をしているということでありまして。

○古川(元)委員 責任があると言われるのであれば、今までの書き方もそうなんですけれども、まずこういう事態が起きてしまったことに對しておわびの一言もないというのは、これはどういうことなんでしょうかね。いろいろな経緯はあつたかもしれない。しかし、こういう結果になつてしまつて、年金の保険料をお預かりしたにもかかわらず、納付記録があるにもかかわらず、払えないような状況になつてしまつています。そのことについては、まずおわびがあつてしかるべきじゃないかと思ひます。

大臣、今出されているこれを見てどう思ひますか、普通の感覚で見て。余りにも、こういう今起きている状況に對して「聞いて納得、国民年金・厚生年金」と、何故人ごとのように私には見えません。これはやはり当事者として、今大臣がおっしゃつたように責任があると言ふのであれば、まずはこういう事態が起きたこと、状況に對して、大臣もこの委員会ではおわびしていらつしやるわけですから、そこを国民に對してきちんとわかるようにおわびをして、その上で協力を求めるというのが筋じゃないかと思ひますけれども、いかがですか。

○柳澤国務大臣 この状態をどういう意味で責任と言ふかということについては、私は国の行政を預かる立場からいいますと、では何か私どもも不法行為を犯したんだらうか、あるいはそういう意味で賠償というように結びつくような責任を持たなければならぬのかということについては、私どもとしてはやや、そこまでというふうなことを委員がお考えなのかどうか、こちらからお尋ねをいたしたいと思ひます。

私どもは、確かに現に加入している年金というものの付番をさせてもらつたわけでありまして、その方々の過去に加入していた年金というものは、確かに付番をしたときにはもつと簡単に統合されるべきものだといふふうに思つていたんだらうと思ひます。しかしながら、いろいろな会社をかわる、あるいは住所をお変わりになる、あるいは

は場合によっては姓も婚姻によって変わる、こういうようなことが起こったものですから、なかなか過去の年金番号と今の年金番号を符合することが予想外に難しいことになってしまったということとでございます。

したがって、これはある意味で行き先がわからない年金になっていきますから、そのことというのは、やはりまず今の年金の方からお申し出をいただいて、そして情報としてそういうきつかけをいただいて、我々はそれをもとにこちら側を調査して統合していくという手続を迅速に行っていく、そういう責任を早く全うしたい、こう考えているということです。

○古川(元)委員 大臣はアメリカにもいらっしやったから、何か一言でも謝るとそれで法的責任にでもかわかろうと思っていられしやるのかもしれないですが、いいですか、私が、おわびするべきじゃないですか、まずおわびから入るべきじゃないですかと言っているのは、我が国においては、こういう事態が起きたら、法的な責任云々は抜きにして、まずは、こういう事態が起きたことに対して、申しわけなかったと。そういうおわびが、それはできない、そうやっておわびしたら責任が生じるんだというような発想だと、これはとても日本の国民の皆さんには納得されないんじゃないかと思うんですね。

そもそもこの事態が起きたことに対して国民の皆さんに協力を求めるんだしたら、それはいろいろな理由はあったかもしれない、その経緯は耳にたがえるほど聞いてよくわかりました。しかし、こうなってしまうている。やはりその事態を招いてしまったことについては、まず真摯に国民の皆さんにおわびをして、これを解消するため我々も努力するんです、だから皆さんもちょっとよく考えてみて、大丈夫だったか、そういうことのチェックをしてください、そして問いかけてきてくださいと、あらゆる手段を使って、あらゆる機会を使って呼びかけるのが、それが誠意というものじゃないですか。どうですか。

○柳澤国務大臣 私としては、年金という大事な国民の財産をお預かりし、管理している立場から、こうした事態が起こっていることがやむを得ないとか、いいとか言うようなつもりは毛頭ありません。ありませんので、確かに今までの広報において、そうした政府の見込み違いから起こった、こういう現実が起こった結果というのに対する政府として感じていることの表現というのに十分でないというところは、私も指摘を受けるまでもなく感じるわけでございますので、この点、これから表現に非常に工夫をしていかなければいけない、このように考えます。

○古川(元)委員 何か問題が起きたときの民間の企業と政府の対応を見てみると、これが官民の違いなのかなと。

私は思ったんですけれども、もしこの社会保険庁が年金機構というふうに変ったたら、では突然、この広報もまずおわびから入るように、一生懸命やるように変わるんじゃないか。そうならなきや、この議論の中でもとにかく非公務員化すれば何かすべてがうまくいくかのような話になっているんですが、非公務員化されてもこんな同じような広報をもし何か問題が起きたときにやっていたら、それは一体何だ。普通は民間企業だったらそれでつぶれますよ。それくらいの認識を持った上で制度設計や何かしなければ、形だけ非公務員化しただけで問題が解決するような話じゃないと思うんですね。

大臣は何度かお話をされる中で、だんだん、政府広報ももっとやらないといけない、そして表現の仕方も考えないといけないというふうに言われました。大臣、ちゃんと約束していただきたいんですけれども、きちんと国民の皆さんに、こういう事態が起きたことに対して、民間の企業でも出しているように当然まずおわびから入って、そして広く周知徹底されるようにちゃんと広報に努力していく、そのことを約束いただけますか。

○柳澤国務大臣 私どもは、個別の対応というのが具体的な成果に結びつくためには最も大事だ

というふうに思っ、そういうことをいたしております。

これはまた一方で行うわけですが、加えて、一般広報というものももっと工夫をして国民に現状がわかるようにすべきだということについては、私もそのようにいたしたい、こういうふうに考えます。また、その際の表現については、十分現在の事態を反映して政府の立場というものがよりわかりやすく伝わるように表現に工夫をしまいたい、このように思います。

○古川(元)委員 期待して注視していきたいと思

いますので、よろしく願ひいたします。

次に、業務の効率化について少しお尋ねをしたいと思います。

資料三をちょっと見ていただきたいんですが、自民党もなかなかいいこともやっているんですが、この資料とかを見せていただいていたんですけれども、自民党 e-Japan 重点計画特命委員会戦略強化チームの中で社会保険オンラインシステムが取り上げられてまして、「社会保険庁のパフォーマンス」のところで、国民年金事業のパフォーマンスは著しく低いというので、国税と徴収コストや徴収額そして事務経費に占めるシステム経費の割合というのが示されているわけですね。

ここでの歳入庁がいいかどうかという議論の中で、政府の方はいつも、そもそも性格が違うからというふうに言われるんですけれども、これは自民党がつくられた資料ですね。その中で比較をしているということは、国税徴収のところと勘案をして社会保険料の徴収のあり方も考えていかなきゃいけないという認識には立っておられるんじゃないかと思うんです。

私たちはそういう認識に立った上で、これは、社会保険庁と国税庁を統合して歳入庁という形にした方が結果的にパフォーマンスが一番いい最適化に進むのではないか、そういう視点から歳入庁の法案を出しているわけでありすけれども、政府・与党の方はそれをとらなかつた。

とらなかつたのであれば、少なくとも、これだけパフォーマンスが著しく低いと御自分たちで言っておられるわけでありすから、では、この年金機構に変わることによってどれぐらいパフォーマンスが改善されて、国税と比較してもこれくらい遜色のないところまでなりますよというぐらいの試算が出されていてもいいと思うんですが、そういう試算はあるんですか。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

お示しいただきました資料で、国民年金一万円徴収に必要なコストとして八百四十円という数字が記載されておるところでございますが、これは、私どもも推察をいたしますところ、国民年金の徴収額とそれからすべての事務費、すなわち保険料徴収だけでなく、適用でございますとか記録管理でございますとか給付といった業務すべてを含んだ数字、その事務費を徴収額で除したものでないかというふうに考えてございます。

私ども社会保険庁におきましては、適用、徴収、記録管理、給付といった経費を区分せずに経理してございます。徴収コストを確定的に算出することは困難でございます。

ただ、一定の仮定のもとに、十五年度につきまして、厚生年金、国民年金、政管健保の徴収コストを試算したものがございす。これを見ると、徴収百円当たり〇・三四円となるわけでございます。この徴収コストは国税と比べても高いというわけではないと思ひます。

今後、日本年金機構、非公務員型の組織で保険料徴収をやっていくわけでございますけれども、この機構におきましては、能力と実績に基づく人事管理の徹底、それからまた、現在、社会保険庁で国民年金保険料の収納について市場化テストを実施してございますが、そのようなものの結果も踏まえ、民間委託の徹底を図る、こういったことを考えておるわけでございます。これらによりまして公平、効率的な徴収に努めることが重要、そのように考えてございます。

○古川(元)委員 では、この数字は間違っている

と言われるわけですか。この数字は関知していないということですか。

○清水政府参考人 今申し上げましたように、八百十円という数字は、徴収のみならず、記録管理、給付等に係るすべての事務費を保険料の徴収額で除したものでないかというふうに推察しているところでございます。

○古川(元)委員 さつき自民党を褒めましたけれども、やはりちょっと訂正しないといけないですね。与党であるにもかかわらず、そんなきちんとした数字を政府からもちゃんととらずに、これは間違っていると言われているような数字をベースに議論していらつしやるというのは、そういうところから正しい政策が出てくるとはとも思えないですよ。きのうレクにきた社会保険庁の人は、この数字は政府から出したものだというふうに言っていましたけれども。

普通は……(発言する者あり)何か不規則発言がありますけれども、こういうことが政府と与党との間で行われていて、まず私は、別にこの数字の真偽を聞いたわけじゃないんですけれども、そういうところからしてそもそもこれはおかしいなと思います。

それは、百歩譲って、数字の真偽は別にしても、そもそもこういう形で国民年金の徴収コスト、そして国税のコストとを比較している。それであれば、与党も与党ですけれども、政府としても、少なくとも与党から、では年金機構になったら、国税と比較しても、数字上これくらいのコストになりますよ、パフォーマンスは改善しますよ、そういう数字ぐらい、やはり与党も、ちゃんとこまめに出さなければだと思いませんか、政府に対して。それをやっていなくて、ただ効率化します効率化しますと言っても、一体何をどう判断すればいいんですか。

○清水政府参考人 数字の点について、もう少々御説明申し上げたいと思います。

私どもは、徴収額一円当たり事務費ということでの資料はお出したことはございます。

それから、今後の徴収コストでございますけれども、先ほど申し上げましたようなさまざまな効率化努力というものを重ねていくというのは当然のことというふうに思っておりますが、ただ、それがどの程度具体的なものになるかということにつきましては、なかなか算定は難しいのではないかと考えてございます。

○古川(元)委員 与党の人、よく聞いていただきたいですけれども、私が向こうに座っていたときに、一体どれだけコスト削減になるんだ、出せ出せというふうに言っていて、我々に言う前に、まず政府にきちんと行って、どれくらいコストが削減になるのか、それを出させていたいただきたいものですね。自分の身内の、まさにコントロールしているはずの政府にも言わないで、野党の方に出せと言っているのは、これはちょっとお門違いじゃないかなと改めて思った次第であります。

もう時間も限られていますから、次のところに進みたいと思います。

データ通信、システムコストが非常に高いというところで、システムを変えていこうというこの提案がされて、最大の課題が残債だ、五ページを見ていただくかわかりますけれども、今までの契約を解除できない最大の課題は残債だと。「毎年、制度が変更になることにより、システム開発が発生し、その分の債務が発生しているの、残債の額は増加、減少を繰り返しており、〇になる見通しは全くない。」「六ページに行きますと、「今後の方向性について」「このスキームを放置しておく、額が多額で残債を払うことが出来ないの、永久に契約の解除ができず、同じ業者との関係が続いていく」「国民の貴重な年金が極めて高コストである情報システム経費に消えていく」、こういう指摘があるわけですね。

こういう指摘を受けて、結局、システムを変えたいということになりました。次の七ページを見ていただきたいと思うんですが、システムを変えることによって、今まで千三百億とか千四百億、千五百億とかかかっていたのが五百五十億になる、

そういう数字が出ています。

結局、これは残債の部分も全部年金の保険料で、つまりツケが払われたという認識でよろしいですね。

○青柳政府参考人 システムの財源についてのお尋ねでございます。

今委員の方からも御紹介がございましたように、残債というのは、未償却分を繰り延べした分、これを繰り延べで払っていたために生じているものというところでございますので、お話の、御紹介のございましたシステムの刷新のためには、この残債分をいずれにしろすべて償却しないと、例えばシステムのオープン化であるとか、そういったいわば刷新が行えないという事情がまず背景にございます。

その上で、私どももいたしましては、まさに先日来話題になっております膨大な加入記録を長期的に記録管理して年金給付を迅速かつ正確に行う、これが社会保険の使命であるというふうに考えておるわけでございますので、御指摘のありましたようなレガシーシステムからの脱却というのは急務であるというふうに認識をしております。

そして、その便益は被保険者あるいは受給者に広く及ぶものである、このような認識のもとに、これに必要な経費は、残債も含めてでございますが、保険料を充てさせていただきますと考えている次第でございます。

○古川(元)委員 そもそも、こんな膨大なお金がかかることを今までずっとやってきたということ自体、この責任が問われてしかるべきじゃないかなと思います。

一点だけ、ちよつと時間もないので確認をさせていただきますが、今まではシステム変更のため毎年毎年債務が生じるという形だったんですが、二十三年以降は一切そういうものが発生しないという試算になっているんですが、それは発生しないんですか。

○青柳政府参考人 二十三年以降の見通しについてのお尋ねがございました。

ただいま委員が御紹介いただきました七ページにございます資料の中で、「現行システム」というところに書いてある数字に着目をいただきたいわけですが、この現行システムの中には、いわゆる制度改正によりましてシステム改変が必要になった経費も含まれております。例えば、平成十六年の年金改正の関係、それからその後の介護保険の改正、これは年金からの源泉徴収が必要になったという意味でやはりシステムにはね返るわけでございます。そして医療保険の改正によりまして同様の改正が行われたもの、これらがすべて現行システムというもののの中に含まれております。

したがって、平成二十三年以降も、何らかの形で社会保障制度の改正があり、そしてその改正が年金のシステムに影響を与えるものである場合には、ここに挙げさせていただきました数字以外にまさにシステム経費が必要になるというふうに御認識を賜りたいと存じます。

○古川(元)委員 そういう意味では、やはり丁寧にその辺のところはきちんと書いていただかなきゃいけないところがあると思うんですよ。何かこれだとすごくコストが下がったみたいだけ見えますけれども、やはりそういうおそれもあるわけですね。ただでさえも今システムに膨大な経費をかけているわけですから、この辺のところは、きちんと効率化が本当に最適な形でされないか、いつまでたっても私たちの年金の保険料がこういうものに消えていってしまうということになりますから、ぜひきちんとやっていただきたいと思ひます。

時間がなくなってきましたし、まあいいけれども、最後に少し、今後の、これから社会保険庁が変わっていく、そういう中で高齢者が置かれると思われる生活環境について、基本的な認識をちよつと大臣にお伺いしたいと思ひます。

今後、団塊の世代が本格的にリタイアしていくことに伴いまして、団塊の世代、結構退職金が多い人もいれば少ない人もいますし、ないような人もいます。また年金額も、人によって相当ばらばら。

そういう意味では、退職世代の所得の源泉、中心は圧倒的に年金であるということは大臣も御承知だと思いますが、今後、そういう年金額の違いなどによって、高齢者の間の所得格差というのが拡大していくのではないかとふいに思われますが、大臣はどのように認識しておられますか。

○柳澤国務大臣 高齢者の間の所得格差ということのがどういう推移をこれからとるかということについては、委員の御指摘のような傾向を生み出すのではないかと、要因も指摘できますけれども、今現在、高齢者の間の格差はどうなっているかという、それ自体としてはやや縮小のあれを示しております。

したがって、一概に断ずることはできない。私どもは、労働力の関係からいまして、高齢者の方、特に六十五歳以下であるとか、あるいはもうちょっと七十七歳まで働ける企業とかというようにことで考えてまいりますので、そういう就労の状況というようにも変わっていくというように面がございます。

だから、そういうようなことを前提にしながら、しかし、一般論として言うと、この推移の状況というよりも、現にどうかということになると、高齢者の間では確かに所得の格差は大きいということはいえるわけでございます。

○古川(元)委員 資料の八とか九を見ていただくとかかるんですが、高齢者世帯で生活保護を受けている世帯がどんどん増加をしてくているわけですね。こういう状況があるわけなんです。

この状況を考えますと、今大臣は、今のと言われましたけれども、私は、これからリタイアしていく人たちがもうであろう年金の受給額の差というのは、団塊の世代はかなり年金が成熟した形でもう人も多いわけですから、厚生年金でもう人々国民年金しかない人では、かなりの差が出てくる。それが所得格差につながっていくだろう。しかも、今新しい組織になって収納率を上げるというやり方は、収納率を偽装するような事件で去年問題になりましたけれども、要は、

所得の低い人で今の時点では年金の保険料は払わなくてもいいような所得状況の人には免除をきちんと適用して、結果的に収納率が上がったような数字を求めていくという形になろうかと思うんです。

そうなりますと、保険料を払わなかった人は、当然将来の年金給付額は少なくなるわけですね。きちんと免除対象者に対して免除をするということとは、現役時代の保険料を払わなきゃいけないその時点で所得が低い。そもそもその時点で所得が低い、年金の保険料も払えないような人が、では老後にに対してどれくらい貯蓄とか蓄えができるのかと考えると、これはなかなか難しいと思うんです。

そうすると、そもそも老後の蓄えもできないような人たちが、年金の保険料も払っていない、別にそれは、未納じゃなくて、払わなくてもいいですよ、あなたは所得が低いですからといって払わなかったりする。しかし、そのことによって、その人は老後を低年金しか、少ない年金しかもらえませんから、結果的に老後の年金収入も小さくなる。

そうすると、収納率は上がっても、このままいくと将来ほとんど低年金の、そして低所得の高齢者がふえていくということに、推移的に考えていけばそういう危険がかなり大きいというふうな考えるのが普通じゃないかと思うんです。そうしたら、今の状況でも生活保護がふえている、高齢者がふえている、そういう人たちが生活保護に落ちていってしまう、そういうことになれば、生活保護に落ちれば、それはすべて税金で賄うということになります。

これは大臣、よく考えていただきたいんですが、年金制度、幾ら収納機関を形を変えて収納率を上げて、しかし結果的に将来の低年金の人たちをふやすようなことになれば、それは将来の生活保護予備軍のような人たちをふやすことにもつながっていく、それは国全体で見れば、結果的にトータルとしての国民負担というものは大きくなってしまふんじゃないか。

ですから、私たちが問題というのは、ただ収納率を上げればいいというだけじゃなくて、こういう低年金の人たちが生まれてきてしまうような状況がある、そこまで含めて年金制度を根本的に変えないと、これは問題解決に全くなならないんじゃないか。ただ政府から出されているような今の形の法案だけだと、将来、結果的に低年金になるような人たちがどんどん拡大してしまう、そういう危険が高いんじゃないかと思いますが、どのようにお考えですか。

○柳澤国務大臣 収納率を上げることが年金の給付額の格差を生むというように論理かと思いますが、それはそうではないと思います。

これは、そういうことではなくて、収納率は収納率としてできるだけ向上させなければいけない。そしてまた、給付の問題というのは、年金の実体的な制度としてどのように仕組んでいくのといったか、こういう問題で、これは別の問題であるというふうな私どもは考えておまして、収納率は収納率としてその向上に努めていくのは当然のことである、このように考えます。

○櫻田委員長 古川君に申し上げます。

申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○古川(元)委員 はい。もうやめますけれども、これは別の問題じゃなくて、そこはセットで改革しなければ、年金に対する国民の皆さんの信頼は到底回復されないんだ、そのことを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○櫻田委員長 次に、林潤君。

○林潤委員 自由民主党の林潤でございます。本日は、質問の機会を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回やっております社会保険庁の審議も佳境に入っております。年金は私たちの老後にとっても命綱でありまして、この審議では、国民にとって年金を扱う機構がいかにあるべきかが問わ

れるわけでありまして。つまり、将来、保険料を納めた国民のだけれど安心して年金を受け取ることができる機構になり得るか、そして年金の持続可能性を担保するにはどういった機構がよいのか、こういう議論をさらに浮き彫りにする必要があり、年金制度への信頼回復ができるかどうかは、まさにこの国会の審議にかかっていると言っても過言ではありません。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

まずは、社会保険庁の年金記録の問題について質問申し上げますが、この委員会でも多くの指摘がなされました。基礎年金番号に未統合の記録が約五千万件、生年月日に誤りがあるのが約三十万件あったということですが、問題は、社保庁がデータの管理をしっかりとできていないのか、そのデータをもとにした被保険者の年金はきちんと支払われるのかという国民の不安にこたえられるかという点にあります。

平成十六年の改正を受け、社保庁が五十八歳通知を出すようにしてからは、徐々に正確なデータが集積されつつあり、さきの基礎年金番号は、未統合の記録についても、約五千万件の大部分は死亡した方だと想定をされ、また、平成十八年の六月から十カ月間で約百五十万件が統合され、その点については一定の評価はできると考えております。

また、五十八歳通知として発送いたしました件数、約四百六十六万六千件のうち、調査の申し出があったものが約四十一万七千件、うち回答したものが三十五万七千件と聞いておりますが、これはむしろ、五十八歳通知が正常に機能しているあかしではないかと思うわけであります。

つまり、年金記録の国民的な関心が高まっている中、通知を送ることで正確なデータが着実に集積をされているわけで、徐々に前進はしていると言えます。この社会保険庁の改革の議論を見守りながら、多くの国民は、新制度になることで年金支給に関する不安を払拭できること、これを願っていることは明らかであります。

そこで、年金のデータ管理について、国民の不安払拭に向け、社会保険庁はどのように取り組んでいるか、将来的な構想とともにお聞かせください。（発言する者あり）

○吉野委員長代理 速記をとめてください。

（速記中止）

○吉野委員長代理 速記を起こしてください。

林潤君。

○林潤委員 質問を再開いたします。

先ほど、一問目の質問ですけれども、年金のデータ管理についての国民の不安払拭に向けて社会保険庁がどのように取り組んでいるか、お聞かせ願います。

○青柳政府参考人 データ管理の不安についてどのように社会保険庁が取り組んでいるかということとお尋ねをいただきました。これは、ただいま委員が御質問の中でも御整理をいただいた点に重なる点がございすけれども、経緯のある話でございす。

そもそも、各制度ごとにそれぞれに記録管理したという形で我が国の年金制度は長い間推移してきたわけですが、それを、平成九年から基礎年金番号という形で統合的に整理しようというところに取り組み、ここで一元的な記録管理をスタートさせたわけでございます。

その際に、これは先ほどの御質問でも大臣の方からお答えを申し上げましたとおり、私どもは、単に番号をつけてそれで終わりということにしたわけではなくて、被保険者の方々に広く、ほかに番号がないでしょうかということのお尋ねをいたしました。また、それをお尋ねしてお返事をいただいただけではなく、私どもの手持ちの情報の中でも、これが同一の番号かどうかということの照合をした上で、その方々にほかに記録がないかということのお尋ねをし、お申し出と合致したものである上、順次、確認の上、統合してきたという経緯がございます。

そういう経緯を踏まえて統合を進めた上に、これまで御紹介のございました五十八歳通知という

ことで、年金受給開始直前に改めて私どもの持っている記録を御確認いただいて、それをそのまま六十歳の年金裁定につなげていくという形の取り組みをさせていただいております。このことは、ことしの三月から三十五歳通知という形で、より若い時点で御確認がいただける機会をふやそう、また、十二月からは四十五歳通知という形で、さらにその十年後に確認のできる機会をふやそうというところで、国民の皆様が年金の記録を確認できる機会を少しでもふやしてそういった不安を払拭するということ、構造的な対策と申しますか対応と申しますか、これを進めさせていただいておるところでございます。

それに加えて、現在、五千万件の記録ということでご指摘がある点がございすので、この点につきましては、昨年の八月から年金記録の特別体制というのを組ませていただきまして、御相談、お尋ねのあった方に直ちに御対応できるようにという体制を組ませていただいて、これは、ことしの三月末までの間に二百五十万件も御照会をいただいて、それに基づき対応させていただいていくというところでございす。

○林潤委員 年金記録の不安払拭に向けては、こうした平成九年からの基礎年金番号の導入で、確かにデータはその後は正確になっていすし、平成十六年改正を受けた五十八歳通知により、データも徐々に補われてきております。また、平成十八年の八月から始まった年金記録相談の特別強化体制、ことしの三月までの間に記録確認が約二百五十万件あったと聞いておりますが、そのうち、申し立て内容と社保庁の記録が違ったケースというのは約二万件存在し、そのうち九九％近くが窓口調査で確認が済みであり、物的証拠もなく食い違いのある案件として本庁に申し立てられたのが二百六十二件と聞いております。

確かに、こうしたことから、被保険者の申し立てにこたえる体制やデータの整備が進んでいることは認めますが、国民の中からは、こうした被保険者からの指摘を受け続けなければ正確な年金

データが把握できない現状はいつまで続くのか、こうした根本的な課題に突き当たります。究極的には、被保険者のデータが平成九年以降になるまで完全なデータは得られないと考えられまして、完全なデータを得るためには五、六十年かかってしまう、こんな見通しなわけでありす。

被保険者から指摘を受けながら徐々に正確なデータを仕上げていくやり方、これは非常に理解はできるわけですが、国民にとっては、その都度確認をしながらも正確な年金の支給をしてもらった方が親切であろうし、早期の改善で信頼回復につなげられないものか、これをお聞かせ願います。

○青柳政府参考人 年金記録の統合についてのお尋ねでございますけれども、年金の記録というのは、例えば、私どもがあるデータを持っているからといって、一方的にこれを例えば職権で統合するということのできるものではございせん。あくまでも、そういういわば可能性のあるということが仮に絞り込めたとして、それについては、最終的に、御本人がそのことを思い起こし、例えばほかにもあるということをお確認いただくかぎり、それを御本人の記録として突合することとはできないという性格を持つておるものでございす。

したがって、最終的にはそういった御本人に確認をしていただくという手続を経なければならぬというならば、私どもとしては、現にそういった御懸念や御疑問を抱いておられる方の対応を最優先にしていこうということが最も望まれておるものではないかということから、今日、そのようなことを最優先の課題として取り組ませていただいていることに御理解を賜りたいと存じます。

○林潤委員 いろいろな形でフォローに、格段にこの数年力を入れてきた、こうしたことは認めるわけなんですけれども、これは私の持論ではありすけれども、一般的に、日本人の国民性というものは、役所の態度、こういうお上意識というものに不満はあったといたしまして、役所が

扱うような統計や管理については、少なくとも民間よりは信頼していると考えています。

だからこそ、今回の年金記録が紛失した件については、言葉は悪いですが、裏切られたという思いも非常に強いわけでありまして、申し出があれば調べるという態度では、積極性に欠けると感じるわけでありす。つまり、正確な年金記録をつくるためには、国が国民から言われたらやるというボトム・ツ・アップだけではなく、国がみずから範を示すというトップ・ツ・ボトムの両方とも必要だと考えられるわけでありす。

そこで、日本年金機構について質問させていただきますが、新機構は、外部委託の推進や合理化といったものを図ることが主眼とされておりす。これは当然、第三者機関の判断にもよくこととして、新機構の発足に伴い、外部委託の推進の一環といたしまして、年金記録をより正確を期するためにも、新たにデータを精査することも検討案件に含まれるのか、お聞かせ願います。

○青柳政府参考人 新機構において、この記録の問題、どのような体制で対応するかというお尋ねかと存じます。

私どもは、新機構に移行の前におきまして、きょう今日においても、当然のことながら、この記録について、現在、特別強化体制をとっているわけですが、力を入れてこれを推進していかねばならないという認識を持つておるわけでございます。したがって、新組織になった後も、現在以上に強化をしてこの記録管理の体制をとらねばいけないということは御指摘のとおりかと存じます。

ただ、この記録の問題は、先ほど来繰り返してありますように、お一人お一人の記録を丁寧に、当時のさまざまな資料に基づいて復元、統合していくということが最大の課題でございます。

したがって、例えば、このことについては、過去の年金制度あるいは手続の仕組みについて十分にこれを熟知している者でなければ、最終的にお一人お一人の記録を統合するということは

かなわぬ作業でございます。現在、本省の作業チーム、この特別強化体制のための作業チーム、十五名というふうに先日委員会でも御答弁をさせていただいたわけでございますが、大変少ないじゃないかという御意見もあろうかと存じますが、現実問題として、ただいま申し上げたような相当細かい専門的な知識を持った人間で、現任これに専従できる者というのが現実には十五名であるというのが実情でございます。

したがって、何らかの形で、そうした外部委託も含めて、この記録を整備するための体制を強化していくことには引き続き努めますし、新機構においてもそれは強化することをお約束はできるだろうと思いますが、それが、外部委託をしたからといって、何か今まで以上に目覚ましく推進ができるというような性格の作業でないということもぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○林(潤)委員 外部委託を含めて引き続き努めていくということでありまして、過去にコンピュータ技術が未発達な時代もありまして、また、人為ミスも重なって誤ったデータが管理されることになったわけでありまして、それはもう戻せない、過去のことから仕方ないことにいたしましたけれども、いずれにいたしましても、これからは、古いデータも含め、年金の確な管理に努めてもらいたいと願います。

さて、国民の次なる不安は、年金保険料の流用で無駄遣いがされないかという点にあります。全国にグリーンピアに代表されるような採算のとれない無駄な箱物がつくられるような、こんな愚は繰り返さないのは当然にいたしまして、無駄遣いを絶対にやめさせるという強い信念のもと、国民の信頼に足り得るような改革を徹底すべきだと考えます。

今回、厚生年金保険法第七十九条、「必要な施設をすることができ」との規定を削除したというところは、当然、年金保険料は年金給付のためだけに使うべきであって、それ以外の経費に充てるべきではない、こういう考え方を遵守したものと

いたしまして評価できると考えますが、また一方で、若干懸念するところもあるわけであります。そこで、まず、保険料を事務費に充てることは妥当なことかどうか、社会保険を採用しているドイツやフランスなど諸外国の例や、雇用保険や労災保険などと比較し、妥当だとされるような論拠をお示し願います。

○清水政府参考人 私ども、諸外国の年金実施機関の事務費について調べたところでございますけれども、その結果を申し上げますと、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデン、これらの諸国いずれもが保険料を事務費に充てているというふうに認識してございます。

これらの機関につきまして、国によりましては、給付のみを行って徴収は別の機関が行っているもの、あるいは給付と徴収あわせて行うものなどございます。この中で、例えばドイツの場合、保険料徴収事務につきましては、一部は年金実施機関のみずから行いまして、一部は別の法人が行っている、そういうこともございますけれども、いずれもが保険料の徴収事務費に保険料を充てているということだと認識してございます。

また、日本の公的保険についてでございますが、厚生労働省所管のものについて申し上げますと、雇用保険でございますが、一部は国庫が入っておりますが、大部分は保険料で賄っているところでございます。また、労働者災害補償保険、労災につきましては、保険料のみで事務費を賄っているというふうに承知をしているところでございます。

○林(潤)委員 さらに、厚生年金保険法第七十九条の中には、政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に關し、次に掲げる事業を行うことができる、一、教育及び広報、二、相談その他援助、三、利便の向上に資する情報提供ということが挙げられています。

これだけでは、法規定があるだけで、無駄な箱物につくらないにしても、例えば、広報用のパンフレットを大量に印刷したり、年金知識啓発のた

めの研修センターの建設などは可能なように思いますが、こうした使途が無駄にならないためにどんな方策を考えているのか、お聞かせ願います。

○清水政府参考人 厚生年金会館等につきましては、さまざまな御批判、状況の変化等がございますので、現在、独立行政法人に所有権を移しまして、譲渡等を行っているところでございます。

今御指摘のございました福祉施設規定、これを廃して新しい規定を置くということにつきまして、今後は厚生年金会館などはもうつくらないというのを法律上明らかにするものでござい

ます。

日本年金機構におきます経費の適切な執行という観点からどう考えているかという点でございまして、一つ、まず厚生労働大臣が機構の事業計画、予算を毎年度認可する、こういうことを通じまして予算執行面で無駄がないかを事前にチェックする、また、不適切な予算執行がございしますれば厚生労働大臣が是正命令を行うこともできるという形で、厳しく監督することをしてござい

ます。

さらに、執行に当たりまして、機構には、民間企業人の参画する調達委員会、これは現在設けておりますのを引き続き設けるような形で、厳重な審査を実施するなど、無駄遣いを排除するための方策を講じてまいることと考えてござい

ます。

さらに、いろいろと、透明性の確保といった点からは、ホームページによりまして予算関係の情報を積極的に開示するというように努めてまいりたい、このように考えてござい

ます。

○林(潤)委員 こうした外部からの厳しい監査や審査を受け、適切かつ妥当な使い方をしなければならず、過去の失敗を絶対に繰り返さないように努めてもらいたいと思

います。

最後に、ここで日本年金機構の組織形態に関することについて質問いたします。

社保庁を解体して新しく出直すということですが、職員の身分を非公務員としているのが昨年廃案となった法案と大きく違います。

そこで、非公務員としたねらいは何か。公益性が大きく、利潤を追求する業種ではないため、民営化というわけにはいかなかったのでしょうか、公務員の身分と比べ、納付率の向上や組織の効率化が期待できる根拠は何か、それをお聞かせ願います。

○清水政府参考人 今回の法案におきましては、新しい法人をつくりまして、日本年金機構、それで非公務員化していくこととござい

ます。

は、やはり、能力と実績に基づく人事管理でございまして、柔軟な職員採用が可能になるというふうに考えてござい

ます。

職員の給与につきましては、独自の給与体系が可能となるわけでござい

ます。

例えば、勤務年数に応じた部分、能力や実績に応じた部分、役職の重さに応じた部分など、さまざまなものを最適に組み合わせて、能力と実績に基づく民間的な給与体系が可能になるわけでござい

ます。

また、職員の採用につきましても、国家公務員試験の合格者の中から採用しなければならぬという

識改革を断行し、第三者機関の意向をしつかりと取り入れながら組織の刷新を進め、国民の信頼を真に勝ち取る事ができるような組織の実現に向けて努力してもらいたいと最後に申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○吉野委員長代理 次に、古屋範子さん。

○古屋範子委員 公明党の古屋範子でございます。

本日も社会保険庁関連法案の審議となりますが、私からは、社会保険庁のこれまでの不祥事に対する対応状況と総括、そして、百年安心の年金制度改革のその後の状況について質問をさせていただきます。

今回の法案は、与党がリーダーシップを発揮し、徹底した改革を実現するために取りまとめた法案であります。ここに至るまで、社会保険庁のさまざまな不祥事、またその組織のあり方に対して、国民、マスコミ等から多くの批判を受け、当初、非公務員化ということに対し、官僚からの抵抗もありました。しかし、徹底した改革を行うとの観点から、今回の改革となったわけであります。

私は、公的年金制度に対する国民の安心、信頼を確保していくために、まず制度自体が将来にわたって持続可能なものであること、また、制度を運営する組織が国民から信頼されることが大切であると考えます。このために次の課題として、公的年金制度の運営組織に対する国民の信頼を確保するため、社会保険庁の抜本的な改革を速やかに完了させることが不可欠であります。

社会保険庁につきましては、平成十六年の年金法改正の国会審議を契機に、社会保険庁職員の不祥事や、年金保険料の無駄遣いや、加入情報ののぞき見など、事業運営上のさまざまな問題が明らかとなり、国民から厳しい指摘を受けたところであります。こうした批判に対し、当時、坂口厚生労働大臣が平成十六年夏から社会保険庁改革に着手をし、改革を主導してきたものであります。そこで、新年金組織を設置する法案の審議に当

たり、まずはこうしたこれまでの一連の不祥事、また諸問題、例えば年金個人情報業務目的外閲覧への対応、年金保険料無駄遣いへの対応と今後の使い道について、また年金福祉施設の検証結果と売却状況、そして国民年金保険料の免除等の不適正事務処理への問題、このような問題につきまして、その原因をどのように分析し、どのような調査、処分を行い、どのような再発防止策を講じたのか、副大臣にお伺いいたします。

○石田副大臣 それぞれの項目について申し上げます。

社会保険庁につきましては、これまでさまざまな不祥事が発生したことから、その一つ一つについて徹底した調査と処分を行い、再発防止策を講じてまいりました。

まず、御指摘のありました年金個人情報業務目的外閲覧につきましては、オンラインの通信履歴の記録等をもとに徹底した調査を行いまして、停職を含む延べ三千七百八十六名の厳正な処分を行いました。再発防止策としては三点ございまして、一つは、端末操作に必要なカード番号の固定化、一人に一枚渡す、こういうことをいたしました。二つ目は、年金個人情報へのアクセス状況の監視をいたします。三番目に、全職員に対する研修、特に個人情報保護、こういう観点からの研修を行ったところであります。

また、年金保険料の無駄遣いへの指摘に対しましては、保険料の使途について整理するとともに、会計法令上随意契約ができる場合であつても、可能な限り競争入札または企画競争に付することを原則とし、民間企業人の参画する調達委員会において厳格な審査を行うなど、無駄遣いを排除するための取り組みを進めてまいりました。

年金福祉施設につきましては、厚生労働省に外部有識者による検証会議を設けて検証を行い、かつては被保険者等の福祉の向上に一定の役割を果たしてきたものの、その後の環境の変化に対応した見直しがおくれた、こういう報告もいただいております。

平成十七年十月から、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構により、一般競争入札による売却を進めておりまして、平成十八年度末までに六十六施設を売却いたしました。売却額は約三百五十億円、出資額の約一・四倍という実績であります。

国民年金保険料の免除等の不適正事務処理につきましては、昨年八月に第三次調査報告書を公表するとともに、大臣政務官主宰の検証委員会においても報告書を取りまとめ、停職処分を含めた千七百五十二名の厳正な処分や、降格を含む厳正な人事を行いました。

このような事実が生じた背景には、社会保険庁のかつての地方事務官制に由来する閉鎖的で内向きな組織風土、内部統制の不足などの組織の構造的問題があつたところであり、このため、法令遵守意識やコスト意識の徹底、業務の標準化、統一化の徹底、広域的な人事異動等による組織の一体化の醸成、能力主義の人事評価などによる意識改革の徹底、こういうものに取り組んでいくところでございます。

○古屋(範)委員 一つ一つの課題に対し、調査、処分、そして再発防止への対策を講じられてきたものと存じます。

図らずも、きょうの毎日新聞にまた、年金運用基金の裏金、飲食代年平均五百万というような記事も出ています。でございますけれども、村瀬長官にお伺いをいたします。

私は、このようなさまざまな不祥事や問題が発生したこと、社会保険庁の組織風土に根差す問題があるのではないかと考えております。これらの一連の問題の対応について、村瀬社会保険庁長官はこれまで大変御苦労されたかと思ひますが、一連の問題について社会保険庁長官としての総括をお伺いいたしますとともに、職員の意識改革や法令遵守の徹底につきましてどのような取り組みをされているのか、この点についてお伺いいたします。

○村瀬政府参考人 委員の御質問にお答え申し上げます。

げたいと思います。

まず最初に、さまざまな不祥事が起こったということとございまして、国民の皆様からの信頼を損ねたことに対して、長官といたしまして深くおわび申し上げます。

また、御指摘を受けた事実につきましては、先ほど副大臣からお話ありましたように、一つ一つ徹底的な調査を行いまして、関係する職員の処分を行い、再発防止策を講じてまいりました。今後、このようなことが二度と起きないように徹底してまいりたいというふうに考えております。

さらに、職員の意識改革について、ちよつと御説明申し上げます。

職員の意識改革ということと今まで進めてきたことは何かといいますと、業務の進め方をやはり独自のやり方でやっておりましたので、これを改める。そして、みずから変わらなければだめだという意識を持ってもらう。こういうことを含めまして、現在、四十七の事務局、三百十二の事務所があるわけでございますけれども、やはり現場の職員が一人一人変わってくれないと組織全体が変わらないということで、二年半の間に複数回、全事務所を含めて回らせていただきました。その中で、私の方から現場の職員にどういふことを言ってきたかということ、ちよつと具体的に幾つかお話し申し上げます。

一つは、すべての解は現場にある。職員のやる気をいかに引き出すかということで、現場の職員からさまざまな改善提案を組織的に吸い上げる仕組みをつくりたいということで、業務改善提案制度というものを設けてまして、現在もメール等を通じて幾つか、こういうふうなやつたらもっとよくなるのではないかと、こういう形の提案をいただいております。

それから、私が入ってくるまでは、事務局、事務所ごとに事業目的を明確に定めるだとか、サービスタンドというところで事務処理をいつまで完了させるかという明確な方向がございました。したがしまして、事務局、事務所単位

にその目標をしっかりと定めまして、それをしっかりとさせていただく。また、その中で、いい事務所、事務局については、しっかりと庁として表彰する、こういう仕組みを導入させていただきました。

それから、やはり働く人が報われる組織にしなければだめということで、能力と実績に基づく新たな人事評価制度、これを導入させていただきました。そして、先ほど副大臣からもお話し申し上げましたように、ばらばらの事務処理をやはり統一的な事務処理にしなければいけないということで、事務処理の基準の統一をさせていただいております。

そして、昨年の秋からは、さらにもう一步スピードアップしたいということで、改革リスタートプランということで、職員一人一人から、こういうふうにしていったらいいんじゃないかという提案を出していただきまして、それを職場内トーキングいたしまして、それを社会保険庁改革リスタートプランに生かした。その最大のねらいは何かといいますと、組織内のコミュニケーションが残念ながらこの組織はなかなかなかったということで、組織内コミュニケーションをしっかりと、そして、ひいてはそれを組織の一体化につなげる、こういう形の取り組みをさせていただいてるわけでございます。

それから、法令遵守につきましては、先ほど副大臣からお話し申し上げましたので割愛をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

どちらにいたしましても、全力で改革を進めまして、社会保険業務をできる限り高いレベルに引き上げてから新しい組織に移行できるよう、しっかりと仕事をやってまいりたいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 今長官より、さまざまな角度からの意識改革への取り組みをお答えいただいたわけでございます。

しかし、これほどの多数の不祥事が集中して起きた組織の廃止、これは当然であります。そして、国の組織ではなく新たな法人組織とし、また

職員も非公務員。すなわち、新年金組織を法人化、非公務員化することにより、新年金組織が単なる看板のかけかえにならないよう進めていかなくてはならないと思います。そして、すべての国民から、本当に変わったな、そう納得してもらえようようにすることが大切であり、今回の法案は解体的出直しにふさわしい内容でなければなりません。

非公務員型の公法人の創設は、これまでの社会保険庁のゆるま湯的な体質を改め、民間的人事評価制度を取り入れることによりまして、緊張感を持った業務への取り組み、組織の活性化につながることを期待をされております。さまざまな不祥事を起こし、国民の信頼を失墜させた社会保険庁を廃止して、新たな組織として再出発させることについて、副大臣の御見解をお伺いいたします。

○石田副大臣 先ほどお答弁を申し上げましたけれども、さまざまな不祥事を起こして、その後の対策についてもお話ししたとおりでありますけれども、やはり今回の改革案では、抜本的に社会保険庁を廃止する、そして新たに非公務員型の公法人として日本年金機構を設立して再出発させる、こういうことでございます。

日本年金機構につきましては、今までさまざまな御議論がありましたので割愛をさせていただきますけれども、やはり先ほど委員がお触れになったように、本当に変わった、こういうふうになつていただかなければならないわけでして、私は、もうそんなにチャンスは残されていない、ある意味ではラストチャンスだ、こういうぐらいの思いで取り組まなければならないと思います。

○古屋(範)委員 今副大臣からは、ラストチャンスと思いい改革に取り組むという強い御決意をお伺いいたしました。ぜひとも、そのような新組織に向け邁進をしていただきたい、このように思います。

次に、年金百年安心の制度改革とその後の状況につきましてお伺いしてまいります。

る公的年金に国民の高い関心が寄せられております。公的年金の制度自体については、平成十六年度の制度改革におきまして、給付と負担、この両面からの改革を行い、百年間、給付と負担の姿を明確にし、年金百年安心の制度に改め、将来にわたって国民の信頼にこたえ得る持続可能な制度を構築いたしました。

平成十六年度の年金制度改革におきまして、百年間の給付と負担の姿を明確にし、給付と負担を均衡させる、保険料の上昇は極力抑え、将来の保険料の水準を固定する、また、年金を支える被保険者数の減少に対応し、給付と負担のバランスを自動的にとることができるよう仕組みに変更する、標準的な年金受給世帯の給付水準は、現役世代の平均年収の五〇％を上回る水準を確保する、基礎年金への国の負担を三分の一から二分の一に引き上げるなどの改革でありました。

年金制度に対する国民の信頼の確保を目指した平成十六年度年金制度改革から二年余りが経過をいたしました。その評価とこれまでの取り組みについてお伺いをいたします。

○渡邊政府参考人 御指摘のとおり、年金制度につきましては、平成十六年の制度改革で、長期的な給付と負担の均衡を確保して、制度を持続可能なものにするためのさまざまな見直しを行いました。これは、諸問題に真正面から取り組んだまさに抜本的な改革であると私どもも考えております。また、その中では、単に給付と負担だけではなく、本年四月に実施されました離婚時の厚生年金の分割制度を初め、女性など、さまざまな多様な生き方、働き方に対応できる仕組みが導入されております。

さらに、十六年改正後の状況でございますが、大切な基礎年金の国庫負担割合を二分の一にする前段階として、毎年段階的に引き上げを図ってまいりました。従来の国庫負担割合を、三分の一といたところからスタートいたしました。十九年度以降は三六・五％というところまで引き上げるに至っております。

また、十六年改正時から検討課題とされておりましたが、翻れば二十年来の課題でありました厚生年金と共済年金の一元化を実現するとともに、また、二十七年ぶりにパート労働者の厚生年金適用基準を見直して厚生年金の適用範囲を拡大するというための法案を、あわせて被用者年金一元化法案として、先般国会に提出させていただいたところでございます。

○古屋(範)委員 今の御説明にもありましたように、百年、団塊の世代、そして団塊ジュニアの世代、この人口の二つの山を乗り越え、また、人口減少時代に持続可能な年金制度を確立する、そのための改革であったと私も認識をいたしております。

次に、我が国の国民皆年金の制度は、世界的に見ても大変すばらしいものであると思います。年金制度を税方式に改めるべきという意見もございしますが、年金制度は社会連帯に基づく支え合いの仕組みであり、社会保険方式の自助自立に立つ制度の基本を堅持すべきと考えます。基礎年金の財政方式を現行の社会保険方式から全額税方式に改めるべきとの意見がありますが、こうした考えについての御所見をお伺いいたします。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、基礎年金に關しましてさまざまな御意見がございます。そのうちの一つに、基礎年金を全額税方式化してはどうか、こういう御議論もあることはよく承知しております。

ただ、自立自助の考え方に立つて、社会保険方式による拠出制の年金制度というものを昭和三十三年に皆年金の形でスタートした、このメリットを放棄するかどうかという問題であろうかと思っております。また、生活保護との関係をどう考えるか、巨額の税財源をどのように手当てするか、それから、長年にわたりこうした自立自助の考え方に賛同し保険料を納めてこられた方々と、そうではなかった方々のバランスをどう考えるかなど、さまざまな解決しなければならぬ課題があると思っております。

例えば、御承知のように、国庫負担二分の一を平成二十一年度を実現するというときの国庫負担総額の見積もりは、現在、九・九兆円でございますが、今の基礎年金六・六兆円をいわゆる税方式にして、拠出制ではないということになりますと、所要総額は二十三・七兆円にはね上がったと見ております。したがって、二分の一の国庫負担を実現のために必要な国庫負担追加所要額は二・五兆円であるのに対して、今のような仕組みでございまして追加所要額は十六・三兆円も必要である。こういう意味も含めて、巨額の税財源というものをどう考えるかということが避けて通れない課題であると考えております。

引き続き、私どもとしては、拠出制の社会保険方式の基礎年金というものを、それから厚生年金と、あわせて国民の老後生活の支えとして有効に機能させてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 私、税財源とすべきという意見に關しましては、その財源を明らかにしていかなければ成り立たない論理だろうというふうに考えております。

次に、平成十六年度改正におきまして、給付と負担のバランスを均衡させる、そうした制度改正を行いました。昨年十二月に発表されました日本の将来推計人口で、将来の合計特殊出生率が前回の推計よりも低く見積もられ、一・二六で半世紀後も推移するとの予測から、国民の年金への不安が高まり、年金の百年安心プランは大丈夫かとの声が上がっております。

厚生労働省は、こうした不安の高まりに対し、平成三十八年以降、所得代替率五一・六％を維持できるとの試算をし直しました。しかしながら、この試算に対して、今後の物価や賃金上昇率、運用利回りの数字は好都合過ぎるのではないかと、また、五〇％以上を確保するためのつじつま合わせではないかとの批判もございします。

年金水準は将来にわたり所得代替率五〇％を確保する、この平成十六年度改正法附則の規定の考え方に変更はないと考えてよろしいのでしょうか。

か。

○渡邊政府参考人 御指摘のとおり、平成十六年年金制度改正におきまして、年金水準を、標準的な世帯で見て、将来にわたり所得代替率五〇％を確保することが附則に織り込まれております。また、制度として、少なくとも五年ごとに財政検証を行い、年金財政の長期的な給付と負担の均衡を確保するというふうになされておるわけでございします。

お触れになりました昨年末の新人口推計を織り込んで、ことしに入りまして行いました年金財政の暫定試算におきまして、人口面では、確かに一層の少子高齢化の進展が見込まれるため、大変厳しい要素は抱えますものの、近年の経済動向を織り込みました基本ケースにおいて、全体として年金財政は好転しており、最終的な所得代替率は五一・六％を確保することができるとは思いますが、こういうふうに見通しておるところでございします。

私どもの現時点での認識でございしますが、例えば、お触れになりましたように、こうした将来推計において非常に重要な要素を持つております実質運用利回りについて申し上げても、過去十年の実質運用利回りは三・五％でございします。これに対し、今回の暫定試算は、これまでの財政再計算等の経緯も踏まえて、一・六％というふうにはやや控え目な試算の前提を置いております。

この実質運用利回りは、年金が物価や賃金の上昇に対応していくという性質のものでありますから、それを安定化させるために大変重要なファクターでございします。そうしたところを見ていただきましても、控え目に見ても、将来にわたり所得代替率の五〇％を確保することは十分可能ではないかというのが今回の暫定試算でございします。

いずれにしても、正式の審議会でもたよく見直してもらいますが、所得代替率五〇％を確保するとして平成十六年度改正法附則一条でございします、それを変更する必要は認められないと思っております。

おります。

また、その認識のもとに、今般、国会に提出いたしました被用者年金一元化法案においても、当該条項を改めて存置しているということについて御報告申し上げたいと思います。

○古屋(範)委員 五〇％を確保するというお答えでございました。ぜひとも、国民の不安を払拭する、今後もそういったしつかりとした検討をよろしくお願い申し上げます。

公明党は、こうした少子社会に対するさまざまな政策に取り組んでまいりまして、我が党が提案をいたしました少子社会トータルプラン、この着実な取り組みによりまして、若い世代が安心して結婚し、また出産、育児ができるように、希望する方々には子育てが安心してできる、そういう社会を構築しつつ結果として年金制度を支える、こうした着実な取り組みをさらに進めていきたい、このように考えております。

次に、国民年金基金について伺いをいたします。

年金制度を老後の生活の支えとするために、基礎年金よりもさらに高い年金水準を求める自営業者の方々のために国民年金基金制度がございします。なかなかその存在自体、国民の間に浸透しておらず、まだまだ加入率も低い状況と聞いております。この国民年金基金について、現在の加入状況について伺いをいたします。

また、自営業者の方々の加入率の低い若者たちにとつて、より国民年金基金に入りやすい、使いやすい制度とするために、掛金の小口化等、制度を改善すべきではないか、このように考えますが、いかがでしょうか。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

国民年金基金制度についてのお尋ねでございします。御指摘のように、自営業者など第一号被保険者の方々が老後の所得保障をより充実したものとすることができるよう、一例で申し上げますと、

二十から御加入の場合、月九千円で、受給するときは月三万円、こういうスキームでございします。が、老齢基礎年金に上乗せして給付を行う制度でございします。

現況についてお尋ねがございましたので簡潔に申し上げます。国民年金基金制度の加入者は、平成十七年度末で約七十三万人となっております。ただ、第一号被保険者は全体で約二百九十万人でございします。で、ごく一部、そして、十分に普及していないという御指摘を各方面からいただいております。自営業者等の方々の老後の所得保障をより充実したものにするため、国民年金基金の普及促進は重要な課題であると考えております。御提案のございました掛金の小口化ということも課題の一つとして認識しております。

国民年金基金については、従来から国民年金基金に関する理解を深めるための広報活動等を行ってまいりますが、引き続きこうした広報活動等に努め、制度の改善の研究を行うなど、普及の促進をさらに図ってまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 この国民年金基金の普及活動、また小口化を含めましたさらなる使いやすき制度への改革を、ぜひとも早急に検討をお願いしたいと思っております。

最後の質問になります。

副大臣、社会保険庁を解体いたしました新年金組織を創設するねらい、これは、地に落ちた社会保険庁、ひいては公的年金制度に対する国民の信頼を回復するところにあります。

そのために、国家公務員や地方公務員等について、民間のサラリーマンとは別制度となつて被用者年金制度の一元化が重要であると考えます。また、年金百年安心を実現するために、基礎年金国庫負担金、これの二分の一への引き上げの実現が不可欠でございします。官民の公平性を確保するための被用者年金一元化を早期に実現するとともに、次なる課題である基礎年金国庫負担金二分の一への引き上げに取り組むべきと考えます。

私は、年金に対する国民の信頼を取り戻すだけでなく、納めやすい環境づくり、このような消極的なものではなく、納めたくなるような年金制度の確立が必要であると考えております。

そこで、被用者年金制度の一元化、基礎年金国庫負担二分の一への引き上げ、そして納めたくなくなるような年金制度の確立につきまして、石田副大臣にお伺いいたします。

○石田副大臣 私は、年金制度の根幹はやはり信頼ということだろうと思います。四十年にわたり掛け続けていただかなければならないというのが大前提になっておりますので、そういう意味で、今回、しっかりとこれは取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

今御質問のありました被用者年金の一元化につきましては、民間サラリーマンが公務員にかかわりなく、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し同一の給付を受けるといふ、国民の公平性の確保などの観点から、厚生年金と共済年金の一元化を速やかに実現するため、今国会に法案を提出いたしました。

また、基礎年金制度につきましては、現在、約三六・五%の国庫負担が行われておりまして、個々人で老後生活等に備えるより安心できる、有利な仕組みとなっております。

今後、税制の抜本的な改革にかかわる動向も踏まえつつ、所要の財源を確保しながら、平成二十一年度までの二分の一への引き上げを実現すべく努力をするとともに、こうした仕組みについて、国民の皆様にも十分説明をしてまいりたいというふうに思っております。

また、昨年末に公表された新人口推計の中位推計や近年の経済動向を織り込むと、全体として平成十六年財政再計算時より年金財政は好転してきておりまして、引き続き、所得代替率は五〇%以上を確保できる見通しとなっております。

今後、法律の規定に基づき、平成二十一年までしっかりと財政検証を行いまして、国民の老後生活等の安心と制度に対する信頼を確保してまい

りたいと考えております。

○古屋範一委員 この社会保険庁改革、二法案を早期成立させ、改革を促進させていく、このことを強く申し上げ、質問を終わりにいたします。

○櫻田委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 これから、三十分間にわたりまして質問をさせていただきます。

おとつは、六十六歳の女性の方が、五年五カ月国民年金を払ったという主張にもかかわらず、納付記録が、二年間いろいろなところに、市役所や社会保険事務所に行ってもらちが明かないというお話をさせていただきました。

先ほど古川議員の御質問にもございましたが、きょうの資料にも配付をさせてもらっておりますが、カラーのコピーは昨日の朝日新聞の全面コピーですが、第一生命は、今回の保険の掛金を掛けてもらったのに保険が未払いになっているということに関して、「迷惑とご心配をおかけするような事態を招いたことについて、お客さまならびに関係者のみなさまに深くお詫び申し上げます。」ということ、請求がなくて、こういう保険の未払いがないかということもきっちり調査しておるわけでありまして。民間でも、ある意味ではこれぐらいのことはやっている。にもかかわらず、公的年金、強制加入、そして強制徴収までやっておきながら、五千万件もだれのものかわからないという年金記録がある。

そして、きょう配付しました資料の四ページにあります。昨日の読売新聞の一面記事でも、既に「支給開始年齢に達しているのに年金給付の対象となっていない八十歳未満の保険料納付記録が約九百万件もある」ということですね。これは大変な問題ですよ。既に受給されている方がまだ気づいていないわけです。それは数少ない件数だったら、困った人は来てくださという中でいいかもしれません、これだけ多くなっている。

また、次の五ページを見ていただきますと、

「救済へ調査チーム」ということですが、その次の六ページ、昨年の十月三十日の産経新聞でも、何と、「八月下旬から年金保険料の納付記録に関する相談体制を強化したところ、九月末までの一カ月余りに十五万件の照会があり、このうち約二割について社会保険事務所の記録と加入者の申告との間に食い違いがあることが分かった。約二割が食い違っている。これだけの高いリスクの中で、まだまだ気づいていない方はいっぱいいるわけですよ。中には八十歳、九十歳、もしかしたら御病気の方もおられるかもしれません。こういう深刻な問題である。

そして、今回、この消えた年金問題、そして五千万件の統合されていない年金記録、特に、既に受給が始まっている一千九百万件の未統合の記録、こういう問題にきっちり政府が対処をしないと、もつと納付しなさい、強制徴収を強化しますよと言っても、これでは、払っても記録が残っていないという理由で社会保険庁のミスではねてしまわれるということでは、納付率は下がる一方になってしまふんではないでしょうか。

そこで、具体例をお話ししたいと思います。このパネルを見ていただければと思います。

先日、あるテレビ番組に出演をされていた方ですが、この方は、六十歳の裁定時においては、実際は九年五カ月の厚生年金を払っていたわけですね。九年五カ月、百三十三カ月。しかし、七年十一月は記録が見つからないということ、一年六カ月のみしか見つからないから、一年六カ月しか支給がされませんでした。七十七歳の自営業の方で、九年五カ月企業に勤められて、その厚生年金、九年五カ月払ったにもかかわらず、一年六カ月しか十六年前には裁定をされなかったわけですね。

ところが、七十六歳のときに、いろいろマスコミでも年金記録が不安だという話で、もう一回年金手帳を見てみたら、年金手帳の端っこにほかの社会保険事務所の判こがあった。それを持っていったら、七年十一月の振り込みがやはり

あったということが確認できたわけです。ただ、遡及して、繰り上がっての支給は過去五年分だけだったわけですね。

柳澤大臣、これは当然実話なわけです。そして、今回の消えた年金や五千万件のだれのものかわからない年金記録のまさに象徴的な、氷山の一角であると思いますが、このような事態が今、全国各地で起こっている。このことについて、こういう事例について、柳澤大臣、いかが思われますでしょうか。

○柳澤国務大臣 今、山井委員から、具体的な事例に即して再調査の申し出をいただいた。それにもかかわらず、そのときの調査の仕方の結果、お申し出を確認することができなかった。しかしながら、七十六歳時に再調査をしたということから御主張が確認できた、こういうことであつたわけですが、要は、他方にある時効という制度によつて、その全額の回復ができなかったという事例でございます。私も、大変遺憾だというふうに申し上げざるを得ないわけでございます。

時効というの、国損を与えないために、会計法の基本原則ということで規定がなされておりますので、これに従うということにならざるを得ないわけでございます。こうした事例について、一体、時効中断という措置が国民の側になのかというふうに思うわけですが、唯一、審査請求ということがあるということでございます。これを具体的適用としてどういうふう運用していくかという面もあつて、これをまた我々考えなければならぬところが、そういう余地があるのかもしれない。

いずれにせよ、そうした時効中断の措置をとるということによつてしかこの救済というものが図られないことが、現在の日本の会計法規を初めとする法制度の実態と申し上げざるを得ないわけでございます。

○山井委員 柳澤大臣、遺憾とおっしゃるならば、その時効がきいていない十一年間の分もやはり年金を支給するというところにつながらないと、

遺憾だけれども払いませんとするのは理屈が通っていないんじゃないですか。

そして、この金額を見てください、柳澤大臣。本来支給されるべき年金額は、九年五カ月払い込み分百十三カ月で、年額五十一万一千円だったんです。しかし、六十歳の時には、十八カ月、一年六カ月しか振り込んでいないと言われて年額八万一千円しかもらえなかった。つまり、年額四十三万円がもらえなかったわけですよ。そして十六年たった。そうしたら、これは五年間だけ時効があった。

柳澤大臣、そうしたら、時効によって受け取れなくなった年金額は幾らになると思われませんか。これで。幾らですか、十一年間で。五十一万円もらえるところが八万一千円しかもらえなかった。大体幾らぐらいだと思われませんか、十一年分。

○柳澤国務大臣 ちよつと至急計算をしようかと思つたら山井議員のこの資料にございまして、多分正確だと思いますが、四百九十三万八千円ということでございます。

○山井委員 今大臣答弁されたように、この十一年間、時効によって、本来受け取られるべき四百九十三万八千円が受け取れなかったわけですよ。柳澤大臣、これは遺憾で済む話ですか。四百九十三万八千円、時効ですから遺憾です、それで終わりですか。

柳澤大臣、このことに関して何か本人の落ち度はあつたんですか、本人の落ち度は。

○柳澤国務大臣 私、事実問題として落ち度はなかったであらうというふうに思うわけでございますが、もし資料があればこれは簡単に調査が可能であつたということもあつただろうと思ひます。

いずれにせよ、私は、ちよつと今、この時期を承知していませんのでございすけれども、昨年の八月以降の私どもの体制というものが、その状況を踏まえてそういう体制をつくらせていただいたというございすますが、この時期そうしたことのでき得なかつたことはまことに遺憾だ、この

ように申し上げた次第でございます。

○山井委員 これは大事なことですよ。今、柳澤大臣は、本人には落ち度がなかつたというところをお認めになられた。にもかかわらず、まじめに一生懸命働いて、まじめに納めた年金保険料、その給付が四百九十三万八千円もなせ受けとれないんですか。

では、話を逆転しますが、社会保険事務所や社会保険庁に落ち度はなかつたんですか、これが十六年間発見できなかったことについて。

○柳澤国務大臣 一般論といたしまして申し上げざるを得ないわけでございますけれども、私どもの調査が、まず、厚生年金でありますマイクロフィルムにその原資料はございす。台帳、それからまたその台帳の写しということでマイクロフィルムがそのまゝあるわけでございますが、その中に記録がなかつたのかどうか、あるいは記録があつたにもかかわらず、磁気ファイルの方に転記が正確でなかつたのか、そういうことが想定されるわけでございますが、いずれにいたしまして、そういう調査の中でそれを見出し得なかつたということとはまことに遺憾であつた、このように考えます。

○山井委員 ということは、本人には落ち度がなかつて、社会保険事務所と社会保険庁にミスがあつた。にもかかわらず、何でこれは加入者が四百九十三万八千円も年金給付を受けられなくなつて損をしないとかだめなんですか。こんなもの、国家的な詐欺じゃないですか。強制加入で強制徴収と言つておきながら、社会保険事務所や社会保険庁のミスで記録が十六年見つからなかつたら、四百九十三万八千円も、これは大臣、大事なことですよ、四百九十三万八千円も払わなくても仕方がないと大臣は思つておられるんですか。

○柳澤国務大臣 これも一般論としてお答えいたします。個別のケースというのは、我々すべての資料を承知したしているわけでもございせんし、そういう限界がございすので、一般論として申し上げるわけでございますが、先ほど言つ

た、会計法の国のあらゆる歳入歳出の共通ルールといたしまして、この時効というものは例外が認められておられないわけでございます。この一般ルールと個別の権利救済との調整の問題につきましては、個々の事案に即して個別具体的に判断をするということが必要になるわけでございます。社会保険庁が受給権者の請求権の行使を著しく困難にさせた結果ということで、年金の請求権、支分権でございますが、発生から五年以上経過した後に行使されることとなつたというような事例につきましては、消滅時効の主張が信義則に反し許されない場合もあり得るといふに委員の御議論でございますので、そうしたことも考へ得るということをお願いしたいと思います。

○山井委員 これは全く納得できません。本人には何ら落ち度がない。社会保険事務所あるいは社会保険庁のミスで記録が見つからなかつた、後になつて見つかつたら、時効が成立してしまふからその分は払えませんが、こんな理屈が通ると思ひますか。何ら落ち度がないじゃないですか。この話は、すべての日本じゅうの年金の加入者に起こり得る話ですよ。

そうしたら、柳澤大臣、私たちがこれから年金保険料をずつと払つていつて、社会保険事務所や社会保険庁の何らかのミスで、年金がもらえなくなつたら、それはもう時効だといつて、まじめに払つてももらえないんですか。柳澤大臣、本当にそんな制度で国民に理解されると思ひますか。柳澤大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 従来から申し上げておりますように、基礎年金番号が付番をされたときにもう一つ違う会社にお勤めとかいうことで、その九年一月の時点でその付番でもつて加入をされていなかったという場合には、当然のことながら符号を統合されるということが想定されておるわけでございますが、先ほど申したように、違う付番がありましかと、あるいは、我々の方で三情報が一致した場合にはこれを統合するというよう

な手続も踏んでやつたのでございすますが、まだそれが統合されずに残つていふという事態があるわけでございます。

そういうものについて、現在お申し出をいただいて調査をするということをしておるわけでございますけれども、私も、その調査について特別な強化体制といふことの中で、今取り組みを改めて強化したところからございすので、今後はそうしたことが起きるといふことはないうに私どもしたい、こういうふうに考へて、この前の審議のとき以来、るる私から御説明をさせていただいておるわけでありまふ。

一方、この消滅時効といふものにつきまして、先ほども申したように、これは会計法の共通ルールで例外がないといふことでございますので、私ども、法を法のとおり守つて行政を行う立場では、やはりこの中でいろいろな行為がでない、こういうことでございます。したがって、もし消滅時効の主張が信義則に反し許されない場合があると考へられるような事例であれば、これはまた救済をされる、そういう機会があり得るといふことを申し上げておるわけでございます。

○山井委員 請求が著しく阻害されたというケースのことを今おっしゃつていましたが、阻害されるも何も、幾ら払つたと言つても記録がないと言つて追ひ返したのは結局事務所の方じゃないですか。請求はしているわけですよ。過去、最高裁の判例では、時効といふのは、権利を行使することが期待できるのに行使しなかつた、それが五年過ぎたら時効ということになつていふんです。でも、今回は、権利の行使、つまり記録を認めてもらえないんだから行使できないじゃないですか。だから、最高裁の判例でも、権利行使が期待できないときには時効は進行しないといふふうに最高裁でも出ていふじゃないですか。そういう意味では、これは時効は成立しないんです。

大臣、これは権利を行使することが期待できる状況だつたわけですか、この方は。

○柳澤國務大臣 請求權の行使を著しく困難にさせたという事情があったかなかったかということ、また個別具体的な判断、ケース・バイ・ケースの判断によるところでございまして、私どもは、会計法のルールに反してこういうことに従わないということはできないわけでございまして、それはまた別途の法的な判断として、これが認められるということが必要だということを申し上げているわけでございます。

○山井委員 大臣、大臣は今大変なことをおっしゃっていますよ。明らかなんです。六十歳のときに行つてかけ合つても、年金記録がないと言つて却下されているんですよ。これは明らかなんです。そして、そのことに文句があるんだつたら法的手段をとつてください、一々裁判しないのだめなんです。これは、払った保険料に見合う給付を払つてくださいという当たり前の権利じゃないですか。七十歳、八十歳、九十歳のお年寄りの方々のとらの子の年金、そのために裁判なんか一人一人できますか。

先日 おとつい取り上げた方も、このまま五年五カ月の国民年金を払ったというのが認められなかつたら、おとついも言つたように、今後八十四歳まで生きたら、何と二百五十万円も給付がもらされなんですよ。ひとり暮らしの貧しいお年寄りで、老後を何とか安心して暮らしたいという思いで、毎月会社を遅刻してまで国民年金を払ってきた、そのおとついの方もおっしゃっていたじゃないですか。

大臣 年金がどれほど高齢者の老後にとって切実なものなのか、その認識が大臣はなさ過ぎますよ。四百九十三万円というのはちよつとした額ですか。おとつい女性の方の二百五十万円は、高齢者にとつたらちよつとした額ですか。夜も眠れない、そうおつしやっているんですよ。当たり前じゃないですか。大臣も認めたように、本人に過失はないんでしょう。そんなことで年金の信頼が得られるはずじゃないですか。いろいろ組織改革とか今おつしやっていますが、その以前の

問題ですよ。払った年金がちゃんともらえる、その前提ができていないんじゃないですか。

そして、今回特殊法人化するという政府案が通つたら、まさに私がこうやって訴えているようなことをやっても、新たな日本年金機構の理事長も国会には出てくる義務はなくなる、資料要求にも十分こたえてくれない、国会のチェックは弱まり、特殊法人で政府の監督は弱まる。こういう問題、氷山の一角ですよ。大臣、これをどうするんですか。

二日前にここで取り上げさせてもらった方も、地元で、五年五カ月の国民年金を払ったはずなのに記録が見つからないと、二年間必死になって回っておられました。しかし、今回柳澤大臣から、それだったら一度社会保険庁に上げてもらってくださいということで、昨日、地元の社会保険事務所に話しに行かれましたが、まだ調査が終わっていない、もうちよつと調べるということで、社会保険庁に上がることにはまだなっていないようです。

柳澤大臣は答弁で簡単に、不安に思つたら社会保険事務所に申し出てくだいとおっしゃっているでしょう。しかし、現場ではどうなっているか。現場としても領収書がなかったら相談に十分こたえられない、そう言つて、おとつい取り上げた女性の方も、三十年、四十年前に払つたことを証明してくれる友人を今も捜しておられるんですよ。そして、私に対しても、こんなことを山井議員に相談して頼んで本当に申しわけない、申しわけないと恐縮しておられる。でも、よく考えたら、その年金記録が見つからない女性の方も被害者じゃないんですか。謝る必要、恐縮する必要なんか全然ないんですよ。

大臣、このように時効ということは絶対納得できません、社会保険事務所が記録がないと言つてはねつけているわけですから。

この時効の実態、平成十八年度の年金給付の中で時効が何件ぐらいあつて、幾らぐらい時効によつて年金給付がもらえなかつたのか、この総額

をぜひすぐに調査して報告してほしいと思います。大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 十八年度におきまして裁定の変更を行ったもののうち、年金給付が時効消滅した件数、それから金額ということのお尋ねでございますが、これについては私ども、あらかじめそうした状況を把握するというのをいたしておりますので、お答えをすることはできないわけでございます。

またこれを改めて調査することになりますと、今申したものの全部に当たるということがございまして、私どもといたしましては、そういうことをするのはなくて、先ほど委員がいろいろお訴えいただきましたような申し出に対して、いかに的確に対応していくかということに持てる力を差し向けていきたいということを考えているということをお願いしておるわけでございます。

○山井委員　いや、本当にそういう実態もわかっていないとだめですよ。

もう時間が来ますので、最後、質問させていただきます。

きょうの、七ページ、今回、社会保険庁の医療官が逮捕されました。今まで不祥事のオンパレードと言われてきましたが、またこういう問題が起っています。やはり、こういう審議をする際には、何が問題でこういうことが起こったのか、再発防止策もきっちり議論しないとだめで、この内容を解明しないとだめです。

委員長にお願いしたいと思います。

ぜひ、この厚生労働委員会で、今回のこの逮捕の事件について集中審議をすべきだと思います。

委員長、お願いします。理事会に諮ってください。

○櫻田委員長 後刻理事会で協議いたします。

○山井委員 時間が来ましたので、これで終わらせていただきますが、柳澤大臣、きょう答弁されたこと、全国民が知りになられたら、みんなもうびつくり仰天して、そんな無責任なのか、そんなことだったら、本当にこれは年金、安心じゃない

いじやないかということになりますよ。

とにかく、これからじつくり時間をかけて、この消えた年金、五千万件の統合されていない年金記録、また、こういう小学生が考えても納得できない時効の成立の問題、このことについて、今後徹底して議論していきたいと思います。

○櫻田委員長 次に、内山晃君。

○内山委員 民主党の内山晃でございます。
前回に引き続きまして、柳澤厚生労働大臣初め、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

前回、茅ヶ崎の領収書の件の調査をお願い申し上げまして、私のところにその報告が少し前に届いてまいりました。

茅ヶ崎の方では、領収書の保存期限の五年間ということに対して、十九年前のことでもあり、理由は判明をしません、このような回答がございました。しかし、茅ヶ崎市の行政文書管理規則第九条の中で、保存期限規定で、予算、収入、支出に關するものについて五年と表記があることから、会計法上の第三十条の一項の時効が五年と定められておりますので、これらを根拠にしたことではなからうか。さらに、前回、平成四年の口座振替の領収書の保存期限が、平成元年と変わっておりまして「年金請求時まで」と表記をされておりますけれども、茅ヶ崎市の回答では、市が単独で行うことではないので、何らかの指示が国からあったと思います、具体的にいつ指示されたのかは定かではありません、こういうふうになっておるわけがあります。

これを踏まえまして もう一度お尋ねをしたい
と思います。十六日の当委員会で指摘をしました
茅ヶ崎市の国民年金保険料領収書、平成元年度に
は、「この領収書は、下記により大切に保管して
ください。」と明記をされています。その保管期限
がただいま申し上げました五年間。今現在、社会
保険事務所等に私の年金の加入記録がおかしいと
いうことで、抜けているということで御相談に

行った方は窓口でどういう対応を受けているかといひますと、領収書がないからだめであるといつて追い返されている、これが現状であります。

大臣、そもそも国民年金保険料の領収書の保管期限が五年、こういう形になっておりまして、その五年の保管期限に従いまして処分をしてしまつた方に対して、領収書がないから取り扱わないと門前払いをするというのはどうでしょうか。大臣、どういふふうにお考えになりますか。大臣からちよつと聞きたいと思ひます。

○青柳政府参考人 最初に、今お尋ねのあつた件についての事務的な背景を御説明させていただきますと存じます。

社会保険庁におきましては、これは前回の委員会のときにも少し私の方からお答えさせていただいた点であります、その後、きちんと確認をいたしましたので、お伝えをいたしますが、昭和四十六年の十月から、国民年金保険料の納付方式を、それまでの印紙納付方式から、現金納付方式も認めてもよろしいということに切りかえをいたしました。この際に、都道府県に對しまして、領収書が、そういうことで現金納付方式になりますと、今までは印紙の検認ですから手帳に全部その証拠が領収書がわりに残るわけですが、これが現金納付になりますと残らなくなる。したがいまし、領収書は必ず国民年金手帳に張りつけておくべき旨を注記する等の方策を講じ、当該領収書を長期間にわたつて所持しておくよう被保険者にその周知徹底を図ることという通知を私どもの方から発翰させていただいております。

これは、実はその後、昭和四十九年十月に、これも委員よく御存じのように、年金手帳の様式といふのを三制度共通の様式に改めたわけでございしますが、この際にも、都道府県に對しまして、被保険者から保険料の額に相当する金額を領収したときに市町村が交付する領収書については、大切に保存しておくべき旨を注記させるなどして、長期間にわたつて所持しておくよう被保険者にその周知徹底を図ることという通知をいわば繰り返し

行つていくわけでございますので、私どもといひましては、そういう形で長期間保存するという前提のもとに事務が行われるべきものというふうに認識をしておる次第でございます。

○内山委員 ただいまの発言の青柳さんは、社会保険庁には責任がないといふふうにおっしゃりたんですか。そして、五年間を保管期限と設定した市町村の対応がまずい、こういうことを言っているわけでしょうか。もう一度確認します。

○青柳政府参考人 もとより、当時の仕事の仕方は、いわゆる機関委任事務という形で市町村に仕事をお願いしておつたわけでございまして、市町村長は、その場合には当然国の機関としての知事の指揮監督を受けるということでございますし、社会保険庁が都道府県に国民年金事務に關します通知を発した場合には、都道府県は、その通知を受けて市町村に對して指示をし、指揮監督などを実施するといふことでございまして、指導監督をするといふ意味での責任といふか、私どもの任務といふものもあつたといふふうに承知をしております。

○内山委員 国の年金制度ですよ。国も地方も一心同体じゃないですか。地方の領収書の保管期限が五年だからといって、国が無関係、無責任といふことはあり得ないですよ。あなたの方の周知徹底がまずかつたからこそ、きつと市町村も独自の會計処理の關係で書かれたんだと思ひます。

これはたまたま茅ヶ崎だけをお調べいただくようにお願ひを申し上げましたが、委員長に、全国の市町村も調査をしていただきたい、こうお願ひしたいのです。

○櫻田委員長 後刻理事会で取り上げます。

○内山委員 はつきり申し上げておきますけれども、国に責任があるんですよ。国に責任があつて、保険料を払つた領収書を持つてこなければならぬといふことは、論理が矛盾するんですよ。一方では破棄しておいていい、今回、訪ねていくと領収書がないからだめだと棄却をするような対応は、今後一切改めてもらいたい、こう思ふ

わけでありまして、また、逆に言いますと、国民が国に申し出た疑義ある国民年金保険料納付期間に對して、社会保険庁は、国民が年金保険料を本當に払わなかつたといふことを逆に皆さんが立証すべきだと思ひます。いかがですか。これは、やらなければあなたの方の詐欺ですよ。

三十万件的、基礎年金番号に統合されてない、生年月日が壊れた厚生年金の被保険者番号について、柳澤大臣、五月の十一日に厚生労働委員会で答弁をされております。五十万件的の未統合の年金手帳記号番号の申身については、定性的に三つに分類できると発言されておられます。一つは、亡くなられた方、二つ目は、支給要件を満たさないで保険料の納付が終わつた方、三つ目は、一定の年齢に達する等の要件を満たせば年金受給が行われる方、このように発言をされておられますけれども、大臣、これでよろしかったでしょうか。

○柳澤國務大臣 定性的にということと同時に、私も、その一部については、實際にもそうした事実で死亡が確認されたとかというようなことがありまして、私はそのようにお答えさせていただいた次第でございます。

○内山委員 それでは、それを前提に、再度掘り下げて質問させていただきます。

生年月日が壊れた三十万件的の被保険者番号に該当する者は、亡くなられた方、受給資格が発生しない方を除きまして、すべて六十歳未満の方と考へてよろしいですか、よく聞いてください。三十万件的の生年月日の壊れた被保険者番号に該当する者は、亡くなられた方、受給資格が発生しない方を除き、すべて六十歳未満の方と考へてよろしいのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○柳澤國務大臣 生年月日が壊れた三十万件的、その三つのいずれかに大別されるということだと思ひます。

○内山委員 いいですか、三十万件的の壊れた年金の被保険者番号に該当する人は、亡くなられた

方、受給資格が発生しない方を除いたら、すべて六十歳未満で、これから年金に結びつく方と考へていいんですかというふうに聞いているんです。

○青柳政府参考人 生年月日が壊れているわけでございますので、それが年齢がどうであるかといふことは一義的には確認できませんが、概念的には、六十歳以上の方が含まれる可能性も否定できないといふふうにお考へております。

○内山委員 いいですか、大臣が三つの要件と言つたじゃないですか。亡くなられた方と支給要件が満たせない方、そうしたら、あとは一定の要件で年金をもらえらるという方じゃないですか、その三つ目ではいへば、だけれども、この三十万件的のデータの中でいへば、残っているそういう人たちは省いたら、六十歳以上の方がいたらおかしいですよ。いいですか、一定の年齢に達する等の要件を満たせば年金受給が行われるとの答弁があるわけですから、そうならないといへないんですよ。もう一度確認します。

○青柳政府参考人 これは、例えば六十歳未満で五十八歳通知によつて統合されるというふうに大臣が申し上げたわけではございません。当然のことながら、御本人から申し出があつたりすれば、これは将来的に統合が可能なものという意味では、御答弁のとおりで間違いないかと承知しております。

○内山委員 年金に結びつくんだつたら、この壊れた三十万件的の人たち、ほとんどみんなデータがつぶされて、なくなるはずなんです。しかし、六十歳以上の人たちで、次に言いますけれども、千九百万人のデータがあるじゃないですか、六十歳以上の人たちはカウントすると。そうしたら、この人たちは死亡した人、受給資格の発生しない人として、すべて年金受給に結びつかないデータと考へていいんですか。

○青柳政府参考人 年金受給に既に結びついていない方の扱いについてのお尋ねかと承知をしておりますが、年金受給に既に結びついた方の中にも、例えば、既に私どもが数字をお届けしております

ように、再裁定という形で、後で例えば何らかの形でそういった昔の記録があるということをお申し出になる方もいらっしゃいます。

したがって、千九百万件の中にも、そういう形で、既に年金受給には結びついていないけれども、今後、何らかの事情で裁定時には判明しなかったものが判明したので、再裁定をして年金に結びつく方は当然含まれるものと承知しております。

○内山委員 今までの答弁はすべて矛盾していますよ。六十歳以上の人は、年金受給のときに、六十のときに、国民年金や厚生年金で番号を複数持っている人はここでつぶれていく、だからこそ、六十歳以上の人がいること自体がおかしいんですよ。

いいですか、死亡した人、そして受給資格がない人を除けばすべて年金受給に結びつくことと大臣が三つの要件で言っているじゃないですか、定性的に。それが、今何ですか、千九百万件も六十歳以上でデータがあるじゃないですか。これは明らかにおかしいということですよ。定性的の三つの中に入っていないということです。

大臣、もう一回言ってください。大臣がさきに述べました三つの中に入り切っていない人たちがいるわけですよ。

○青柳政府参考人 ただいま、これまでの答弁が矛盾しておるのではないかとお尋ねがございましたが、私の承知しておる限りでは、大臣からも、年金受給者の方に、まさに年一通知、いわゆる振込通知書という形で、ことしの六月に、受給権者は三千万人いらっしゃるが、その方々にも御通知をするというふうに御答弁されています。これは、当然に、その方々の中にもまだ番号が統合されていない方がいらっしゃることを前提にした答弁でございますので、これまでの答弁とは全く矛盾していないと承知しております。

○内山委員 三千万件の壊れた年金被保険者番号、そしてこの千九百万、共通点というのは、三つの定性的な分類の中に入っていない人たちがこ

こに含まれているということですよ。だから、五千万件のデータというのは、いずれ、亡くなった方や受給資格が発生しない方たちを除けば年金受給に結びつくという皆さんのよりどころを説明されているわけじゃないですか。

しかし、生年月日で見ると六十歳以上の方が千九百万人もいらっしゃることは明らかにおかしいですよ。年金裁定請求のときに、国民年金がある、厚生年金がある、共済がある、それぞれ基礎年金番号に統合されていない人たちがここでちゃんと処理をされていけば、六十歳以上の人たちのこんな大きな数字が出てくること自体がおかしいじゃないですか。さらには、先ほど申し上げました三十万件の壊れた生年月日のデータがこうやって生き残っていること自体がおかしいじゃないですか。

大臣、ちょっと答弁してください。大臣に答弁してほしいんです。

○櫻田委員長 青柳運営部長の次に、大臣に答弁をお願いします。

○青柳政府参考人 委員長からの御指名でございますので、先に御答弁をさせていただきます。

ただいま、一千九百万件と大変多量の数があるではないかというお尋ねがございましたが、この五千万件の中に相当部分、例えば亡くなった方がいるではないかというように私どもは常々申し上げています。

一例を申し上げますと、年齢別にお示しをいたしました資料の中の百歳以上の方の数字を見ていただきますと、百六十万件の方がいらっしゃるというデータになっております。御存じのように、日本の全人口に占める百歳以上の方の人口は、およそ三万人余りでございます。したがって、この年齢層の方の中には、当然のことながら亡くなった方がいるということが傍証できようかと存じます。

その意味では、千九百万件の方がすべて現在御存命の方であるという前提でお尋ねをいただきますのは、ややいかかというふうに存じます。

○柳澤国務大臣 私どもは、五千万件をとにかく

統合したい、できるだけ早期に統合したいというところを申し上げてまいりました。

したがって、千九百万あるいは三十万の方々が仮に既裁定者でありましても、その方々からこのお呼びかけをして、そして年金加入履歴のある期間が統合されないというようなことでありますればこれを統合したいという気持ちで、これからまた呼びかけをさせていただくというところをお答え申し上げてきたわけでございます。

○内山委員 大臣、既年金受給者にどうやって呼びかけをするんですか。ねんきん定期便は受給者には行かないんじゃないんですか。

○柳澤国務大臣 これは、年一回の支払い通知書ということでもいつもお便りを差し上げておりますので、その中に特別の欄を設けて、私は年齢別にと当初申し上げたわけですが、今回は、この六月の場合には、受給権者となり得る年齢以上の方が五千万件の中にどのくらいいるかということをはつきり申し上げて、受給権者の中に年金履歴が漏れている方がいらっしゃるから、よくよく御自身の年金記録というものを想定されて、御疑問があったらぜひ私どもの方に申し出ていただきたいということをお願いするという手はずを整えつつあるところでございます。

○内山委員 それでは全然進まないんですよ。いいですか。仮に六十歳以上の方で、この五千万件の中に既裁定請求者で請求漏れの年金となつていけば、一月一月その方が損をするわけです。さらには、数カ月間の記録が見つかることによって、年金の受給資格が発生しない方で新たに年金の受給額が発生することもあり得る方が、皆無とは言えませんよ。

だからこそ、前回も申し上げましたとおり、三十万件の壊れた生年月日のデータは、被保険者の記号番号でこの都道府県などの社会保険事務所から振り出した被保険者番号だというのがすぐわかるわけですから、該当する社会保険事務所に

行って、台帳をひっくり返して正しくして、わかる体制をすぐ整えなければ、被害が大きくなりますよ。山井議員の先ほどの質問と同じですよ。さらに逸失利益がふえていくわけです。

大臣、高齢者世帯の六割以上が年金しか収入がないんですよ。年金、とらの子、第二の給与、こういうものを扱っている厚生労働省が国民のためにそういうことをしないで、だれがするんですか。おかしいじゃないですか。できることですよ、それは。それをぜひ早くやっていただきたい。国民の年金を救済するためには、まずそのできることを、三十万件の件をまず処理してください。どうですか、大臣。

○柳澤国務大臣 今、内山委員から専門家の十分なノウハウを踏まえての御議論がございました。ただ、その御議論の中で、私どもの年金の支給手続というものを全部飛ばしておっしゃっているのではないかと私は大変遺憾ながら思うわけです。

それはどうしてかという、年金の裁定のときには、はつきりと受給権者からの申請をいただきまして、そしてこちらもよくそれに対応した形で裁定を行わせていただいております。これがまず大前提なんです。そういう中で、平成九年一月に付番をしたときに、現に今加入している年金を付番させていただいたというところで、過去にお入りになつておられたそういう年金には、これは明らかに重複になるわけですから、付番をいたさなかつた。

ですから、それは今そういうものとして、基礎年金番号が付番されない形で保存をされておつて、そしてそれについてはそのときにも、ほかに年金番号を持つていらっしゃる方も、こういうお問い合わせをし、かつまた、私どもの部内で三情報が一一致するものは仮に統合いたしまして、それを確認するというような手続をいたしておるわけでございまして、その上のごとでございますので、ぜひそのところも御勘案した上での御議論をいただければありがたい、このように思います。

○内山委員 柳澤大臣は、全国三百十二の社会保険事務所の年金裁定請求書の事務処理を御存じないんですよ。そんなに一つ一つ時間をかけてゆつくりと被保険者期間として職歴の期間を突合して事務処理をしていると思われているんですか。全くそれは違いますよ。受け付けた裁定請求書はそのままと処理をしまっているわけでありまして、そこでこの五千万件の基礎年金に統合されていらないようなデータが、このまま未来永劫にわかるわけがないですよ。今特別な相談をして

いるといつても、日常の社会保険事務所の裁定請求書の受け付け処理なんというのは、そんなに親切丁寧に物理的にもできません。ことし六十歳になる人は二百三十万人いるんですよ。その人たちが三百十二の社会保険事務所で何分時間をとって処理ができるんですか。それは間違いです。

だからこそ、今わかつている、できることを事前にやるべきだと前向きな御質問をさせていただいているわけでありまして、なぜやらないんですか。こういうことをやらずに、新たな日本年金機構などというものをつくって、社保庁改革になるんですか。国民の年金制度を守るのは、厚生労働省であるんじゃないんですか。

私は、今手元にある資料をお配りしております。いかに社会保険事務所、社会保険庁で国民の年金記録をいかに管理しているか、一例、二例、時間の範囲で説明してみたいと思います。

この大きな紙の資料の一番下になります。資料の六と右の頭に書いてありまして、下に線を引いているところを読ませていただきたいと思

います。船橋市の前田満子さん、六十六は、年金の受給が近づいた九九年に社会保険事務所にいき、出産のため会社をやめた後も、勤めた覚えがない会社

と、自分の旧姓と同姓同名で、生まれた日が三

日しか違わない人が、自分についていた期間に働いていたことがわかった。

何ですか、これは。こういうデータが入っているわけじゃないですか。余りにもひどいですね。ひど過ぎますよ、本当に。

そして、資料の一番に、該当する社会保険事務所の所長のおわびの文書が出ています。

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は社会保険事業に対して御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは、当事務所職員の応対に、甚だ失礼な態度がございまして、御不快感をお与えいたしましたこと、誠に申し訳なく心より深くお詫び申し上げます。

日頃より、窓口及び電話でのお客様との対応には失礼のないようにと、厳しく指導してまいりましたが、私の監督、指導の不行き届きと申すほかなく、お詫びの申し上げようもござい

ません。

今後は、このような失礼のないよう、十分注意いたす所存でございますので、なにとぞ御容赦くださいますようお願い申し上げます。

なお、厚生年金の被保険者記録について、早速調査いたしましたところ、御指摘のとおり他人の記録が混入していることが判明いたしました。

前田様の年金記録については、当事務所で責任をもって訂正をした後記録票をお渡しすることとさせていただきます。

当方の対応のまずさによって、御多用中にもかかわらずお手数をわずらわせ、御迷惑をお掛けいたしましたこと謹んでお詫び申し上げます。

船橋社会保険事務所所長のこのおわびの文、船橋社会保険事務所の印も押してない。これは余りにも失礼な文であります。

資料の二を見てください。

佐賀社会保険事務局、去年、十八年の六月二十八日で「報告」というものが出ています。

「国民年金納付記録」誤りについて、事象、平成十八年六月十二日、佐賀社会保険事務局に御本人様が来局され、国民年金納付記録の誤りの報道記事を見て、自分の記録、昭和三十六年四月から三十八年三月までが未納となつていて誤りではないかと相談に來られ、事務局年金課より管轄の佐賀社会保険事務所へ確認依頼したところ、マイ

クロフィルムに特例納付された御本人の記録があり、国民年金納付記録漏れであることが判明した。漏れですよ、これは。

原因、一九八一年ごろ行われた紙台帳からコンピュータ管理へ切りかえる際に、誤って記録されたものと思われる。また、平成十六年三月、御本人が年金相談センターを訪れ、納付記録を照会されたが、コンピュータ上未納との回答しかして

ておらず、記録確認を徹底しておれば、その時点で判明した。

こういう、今、二例を申し上げましたけれども、明らかに社会保険庁、社会保険事務所の間違いが出ていないじゃないですか。だからこそ、きちっとした年金記録の確認をとって五千万件の整理をしなければ、社保庁を解体、改革なんかできないんですよ。あなた方は国民の年金を守る立場にあるんじゃないですか。しっかりとってください。

この続きは、また次回もやらせていただきます。

○櫻田委員長 この際、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後二時五十二分開議

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として社会保険庁運営部企画課長今別府敏雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○櫻田委員長 質疑を続行いたします。細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川律夫でございます。まず最初に、社会保険庁の解体に伴う職員の問題についてちょっと尋ねておきます。

政府案でも、また民主党案でも、いずれにせよ民間委託が進み、あるいは歳入庁により効率化が図られる。こういうことを前提に考えますと、現在の社保庁の職員の雇用問題が発生する可能性があります。社保庁にはさまざまな問題がありまして、特に役職者に関しては相当厳しく反省をしてもらわなければならない点がたくさんありますけれども、私も、効率化の方向というのは当然と考えております。

今後、社保庁がどのような形になるにせよ、それによって、ここで働いております多くの人たちが職を失って路頭に迷うというようなことがあつてはいけない、そういう事態は避けなければなら

ないと思います。これまでの審議でも、政府からも分限免職を回避するよう努力する旨の答弁があつたところでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、社保庁廃止の際、具体的にどう分限免職回避の努力をしていくのか、職員の雇用確保に向けてのお考え、決意というのを社会保険庁長官にまずお伺いいたします。

○村瀬政府参考人 委員の御質問にお答えを申し上げます。

社会保険庁の廃止に伴いまして、職員の移行につきましては、まず職員の希望をとった上で、日本年金機構の設立委員に希望者の名簿を提出し、機構発足のおおむね一年前ぐらいを目途に、設立委員による採否の審査の結果をお示しいただ

きたいと思

います。

社会保険

庁の廃止

に伴い

まして

、職員

の希望

をとつ

た上で

、日本

年金機

構の設

立委員

に希望

る、まずこういう手続になるんだらうというふう
に思っております。

その際、新組織に採用されない職員につきましては、任命権者であります私、社会保険庁長官といたしましては、配置転換等の分限免職を回避する努力を行う。では、具体的にどのような形で行うかということでございますけれども、まず第一点は、厚生労働省本省の任命権者であります厚生労働大臣に對しまして転任の受け入れの要請、これが一つあるかと思えます。また一方、それで不足する部分については、他省庁に對して厚生労働本省から転任の受け入れの要請を行つていただく、こういうことが起こらうかと思えます。

また、この機に民間へ行きたい、また退職をしたいという方々もおろうかと思えます。その民間への採用という観点につきましては、ハローワーク等を通じて積極的に対応していく、こういうことを行う形にならうかと思えます。

その詳細につきましては、どちらにしましても、委託業務や法人の人員規模、日本年金機構の規模でございすけれども、この部分が明確になりませんと、具体的な取り組みということは今の段階では申し上げられない。ただ、先ほどもお話し申し上げましたように、回避をする努力を行うということは当然だというふうに考えております。

○細川委員 では、次に移りますが、先週金曜日に、厚生労働省所管の特殊法人年金福祉事業団とその後身の年金資金運用基金の役職者が私的な団体をつくり、住宅融資申請書などを作成、販売して、それによって得た利益を裏金として、飲食等に使つていたという疑惑について、二度目の質問をいたしました。

何度も早急な調査をお願いしてきたところでございますが、この間の調査の結果が昨日厚労省の方から私の方にありましたので、これについてお尋ねをいたします。

先週の質問のときにも大変驚いたのであります。が、私は、従来、この年金福祉研究会が裏金づく

りのための団体だと思つておりましたら、何とさらに別の口座が出てまいりまして、これが真正正銘の裏金を保管して、飲食に使用していたということでございます。便宜上は、年金福祉研究会名義の口座を第一口座、裏金を扱う年金福祉普及研究会名義の口座を第二口座ということで、これからお尋ねをいたします。

まず、第一口座、年金福祉研究会名義の口座であります。これまでは、収入について、最高は平成十二年の四千三百三十九万円、これが最大でありましたけれども、新たにわかつたところでは、平成八年の五千四百六十二万円、これが最大となっております。平成七年以前は全く判明していません、報告にもありません。これだけの金額を事業団の外で私的な団体として扱つていたこと自体が、大変大きな問題だらうというふうに思ひます。

ただ、この口座は、入りと出のお金、入出金に基づいて税務署への決算報告が行われていた、こういうことでありますから、そういう意味では、表の口座ということも言えるかもしれません。

そして、第二口座というのはどういう報告になつていくかという、平成七年から税務申告をするようになったというふうなことでありますけれども、この第二口座がつくられたのが平成七年というところであります。そして、平成九年から十二年度まではコンスタントに一千万円以上の収入があつて、十二年度では繰越金も五百三十七万円ふえております。税務署に對する申告が第一口座に基づいてなされてきたと考へますと、この第二口座がいれば脱税をするための裏金口座になつていたことは明らかであります。

そこでお尋ねいたしますけれども、この第二口座で判明した収益というのは税務申告を行つていたのかどうか、今後、この課税についてはどのような処理をするのか、お尋ねをいたします。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。
年金福祉普及研究会名義の預金口座、今先生、いわゆる第二口座と整理をされましたが、この第

二口座に関する税務処理状況につきまして、現在の年金積立金管理運用独法の調査結果によりますと、納税がなされたという資料及び証言などが無いことから、税務申告は行つていなかった可能性は否定できないというふうに私どもも認識しております。

今後、その税務処理についてどうするかというお尋ねでございますが、税理士等に早急に相談して、適切に処理させる必要があるものと考えております。

○細川委員 つまりは、この第二口座というのは脱税のための口座だつたということを認められたわけでございます。特殊法人の幹部の職員が意図的に脱税を行つていた、こういうことになりまして、これは大変大きな問題だというふうに私は思ひます。

そこで、次にお伺いをいたしますが、問題は、年金福祉研究会の活動によつて得た収益と、それを一体何に使つていたか、何に使用したかということ、これが大きな問題だというふうに私は思ひます。

報告書によりますと、印刷製本代など正当と考へられる経費以外に、職員の飲食代などに使つた、こう記載をされておりますが、職員といつても、この研究会の職員は、事業団や基金などの部長とか課長、課長代理を除けば、たつた一名の職員がいただけであります。したがつて、彼らだけで飲食したとは思えない。職員の飲食代に使つたというならば、年福事業団や年金基金の職員ということになるんだらうと思ひますが、その飲食費につきまして、第一口座、つまり税務署に申告のためにつくつた口座と、それから第二口座、つまり完全な裏金口座、脱税口座に分けて、一体どういふふうな飲食に使つたかについてお聞きをいたします。

まず、第一口座ですけれども、平成十二年の損益計算書の数字がわかつております。これだけしか、この十二年しか損益計算書に報告はありませんけれども、これを見ましても、申告した全体

の収入が四千九十万円で、経費を見ますと、給与手当が百八十八万、これに對して、福利厚生費が何と百六十七万円、接待交際費が百二十五万円。人件費に近いほどの金額が福利厚生に充てられていふというふうな、そういうふうな団体があるか、こう思ひます。

そこでお聞きをしますが、まず、接待交際費はそのまま飲食費だらうし、社会保険料という保険料などの法定福利費はまた別に払つておりますから、この福利厚生費といふものは飲食代だつたのではないか。これらの経費が法人税法上の必要経費と言えるかどうか、私は大変疑問でございます。だから、こういう接待交際費、福利厚生費、これは全部飲食代に使われたんじゃないか、この私の疑問に答えてください。

○渡邊政府参考人 年金福祉研究会名義の預金口座、いわゆる第一口座につきましては、その内訳、十二年度について調査がされております。その中で、交際費以外に出しております福利厚生費、その扱いについてのお尋ねでございます。一体これはどうなのかということでございます。

御指摘の点、私どもも同感でございます。ただ、一点、平成七年以降、外部の税理士に依頼して税務処理が行われていたというのも確認されております。したがつて、当時の税理士を含めた判断としては、この福利厚生費の計上について、適切に処理されたものと認識されていたのではないかと推察せざるを得ません。

いずれにしても、今回の調査により、委員から御指摘もあつた、いわゆる第二口座が存在し、当該口座については、税務上適切な処理がなされていいたとは確認できないわけでございます。したがつて、改めて、第一、第二を通じて全体の収入支出の状況について、税務上の問題点等を含めて税理士等に相談の上、早急に適切な処理がなされるべきであると考えております。

○細川委員 今の御答弁でも、福利厚生費といふものは飲食代に充てた可能性は否定できないというふうな答弁でございますから、つまり、表の金

でも三百万ほどが飲食費等に使われていた、こういうふうには考えられます。

そこで、では、この飲食費というのはどういうような場合に使われて、そういう会合の対象はどれだったのか。これは、調査の結果、わかりましたか。

○渡邊政府参考人 年金福祉研究会、いわゆる第一口座から支出された飲食費等につきましては、前回の御質疑までの間の調査によりまして、年金福祉事業団または年金資金運用基金内の忘年会や新年会、総務部または総務課の職員の関与した飲食代等に充てられていたことが明らかになっております。いわゆる交際費で見て百数十万円、福利厚生費についても、今御指摘のとおり、飲食費に充当されていた可能性は否定できないものと考えております。

整理のため、次にいわゆる第二口座でございしますが、ここから……(細川委員)まだ質問してない」と呼ぶ。そちらについても飲食費等にまた使われていたものと考えております。

○細川委員 私は、質問するときに、第一口座と第二口座の出入りの関係は別々に質問するというふうに話したでしょう、最初に。今答えてもらったのは第一の方ですから。

今度、第二。本当の裏口座、脱税のための口座をつくっていた、これの出入りのところでお聞きをいたしますけれども、こちらの方では、これは何か出張旅費の立てかえとかいうのにちよつと使ったとか、これは立てかえですけれども、そういう出入りがあるという報告であります。しかし、この第二口座というのは完全に飲食などの不適切な使途だ、こういうふうには私は考えております。

では、毎年、この第二口座からどれぐらいの金額が飲食やあるいはタクシー代などの不適切な使途に使われたと皆さんの調査ではわかったのか、またどういふ会合でそういうお金を使ったのか、報告の結果を教えてください。

○渡邊政府参考人 報告を受けました内容について

てお答え申し上げます。

いわゆる第二口座である年金福祉普及研究会から支出された飲食費等の態様でございしますが、総務部または総務課の職員の関与した会合のほか、各部課単位の忘年会など、それから総務部長や総務課長による二次会などを含めた会合、これらの会合に際してのタクシー代、こういうものにも充てられていたことが確認されております。

先ほど先生御指摘ございましたように、この口座におきましては、職員の旅費がやむを得ず事後払い、精算払いになるケースにおける支出も確認されておりますので、これら立てかえ払いの支出分を勘案し控除いたしますと、年金福祉普及研究会名義、第二口座名義での飲食費に充当されていた金額は、毎年度平均しまして三百万円程度であったと考えられます。

○細川委員 第二口座の方からは、口座の出入りで大体三百万程度が飲食費に使われたと。その使われ方は、部課単位の忘年会などの援助、それから総務部長、総務課長の交際費あるいはタクシー代。これは総務部長、総務課長なんかの個人的な形の交際で使ったんですか。これはわかりますか。

○渡邊政府参考人 必ずしも詳細は明らかでございませんが、総務部長や総務課長が出席した会合の一次会、二次会が終わった後のタクシー代というところで、その会合に出席していたほかの者にも充てられていた可能性は否定できないと思っております。

○細川委員 いずれにしましても、そうしますと、第一口座あるいは第二口座、その出入りを見て、毎年、少なくとも合わせて六百万円を上回る程度の金額が飲食やタクシー代に使われていた、こういうふうに見えてよろしいですか。

○渡邊政府参考人 結論的に申し上げますと、先ほど御指摘のございました第一口座の福利厚生費に計上されている費用の中にも飲食費が含まれているというふうに私も理解しておりますが、そ

ういうふうな理解に立ちますと、毎年度、平均して六百万円から七百万円程度が職員の飲食費等として費消されていたものと考えております。

○細川委員 これは、いつからそういうふうになつていたかということについては、皆さんの報告からではわからない。平成七年からは、口座をつくつたりして、あるいは税務署に届け出をするというふうなことから報告はありますけれども、それ以前に相当な期間、事業をやっておりますから、その間、一体何をやってきたかというのもさっぱり報告もないからわかりません。しかし、今話にあつたように、少なくとも六百万や七百万のお金を飲食費に使っていた。十年で六千万から七千万でしょう。二十年続いていたら、もう一億二、三千万から四千万と大変な額を使っていた、こういうことになるわけですね。

これは、この収益が本来だれに帰属するかということは議論がありますけれども、少なくとも事業団や基金の幹部職員のものではないんですよ。それを団体ぐるみで飲み食いをしてしまったということ、私は、私ほとんどないことだというふうに思っております。

そこで、これもまた本当に一体何だと私は思いますけれども、第二口座、これは裏金口座、正真正銘の裏金の口座なんです、最後に口座に残っていた四百七十万円、これは解約して現金にして部長と課長が管理をしていた、このように報告書になつていますが、この金は一体どうなつたんですか。何かに使ったんですか。今も残っているんですか。

○渡邊政府参考人 恐れ入ります。年金福祉普及研究会名義の預金口座を最後に解約したときに、残金四百七十万円があつたとの報告でございしますが、この現金は管理部長及び総務課長のもとで共同管理されていた中で、その後、半額程度の額が職員の飲食代に費消されていたというふうに確認をいたしました。

ただ、この残金四百七十万は減つたわけでございますが、現時点では、四百七十万円に原状回復の

上、当該管理部長から同法人に提出され、同法人の依頼を受けた外部の弁護士が保管をしているというのが現況であるところでございます。

○細川委員 部長から返させて、それで保管を弁護士にさせていると。そんなことを言つたって、大体、現金にしてこの四百七十万というのはどんな管理の仕方をしていたんですか。どこに置いていたんですか。

○渡邊政府参考人 申しわけございません。管理部長と総務課長が相談の上、管理部長が個人として保持していたというふうに報告を受けております。

○細川委員 保持をしているというのはどういうことですか。

○渡邊政府参考人 現金を現金として保有しておられたというところでございます。

○細川委員 この人は、管理部長というのは、年金積立金管理運用独立行政法人の管理部長でしょう。その人が四百七十万円、どんな管理の仕方をしていたんですか。保持をしていたと言つて、現金で持っていた、どこへ持っていたのか。職場に持っていたのか、それとも家に持っていたのか。はつきりしてくださいよ、そういうことは。大事なことです。

○渡邊政府参考人 独法の調査によりまして、管理部長は、総務課長と相談の上、個人で保有するというところで、御自宅に持っておられたというふうに承知しております。

○細川委員 独法の管理部長がそういうことをするということは、ちよつと考えられないということ、国民の皆さんが聞いたら到底信じられないんじゃないですか。

それから次に、社会保険庁OB団体への協賛金も支出をしていたということですが、これも年金福祉研究会とは全く関係ない支出じゃないですか。どこに支出していたんですか。金額は幾らだったんですか。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。今回の調査によりまして、経理の内容として、

お尋ねの社会保険関係者の任意の親睦団体の会費の支出というのが出てまいりました。具体的に当該団体について調べましたところ、社会保険倶楽部という親睦団体だそうでございます。その会費として、平成十六年に十五万四千及び平成十七年に十七万円が年金福祉研究会名義の口座から支出されてきたことが確認されております。

この金額は、当該任意団体の団体会員が通常払う会費の金額であるというふうに確認をされております。

○細川委員 社会保険倶楽部という任意団体で、年額三十万から四十万払っていたんじゃないですか。そうではないですか。十五万ですか、十七万ですか。二回だけですか。毎年三十万から四十万払っていたと聞いていますよ。

○渡邊政府参考人 先ほどちょっと混乱いたしました、数字を間違えて発言したかと思えます。平成十七年の会費支出は十二万円でございます。それから、私どもの調査で、今申し上げました点、確認できたところですが、その他の団体に対する会費の支払い等の内容についてはよくわからなかったというところでございます。

○細川委員 どうもその他のような形ではぐらかされましたけれども、社会保険庁OB団体へもつと行っているんじゃないですか。ちょっと時間があるかもしれませんけれども。

それでは、先ほど、第二口座は解約をして、四百七十七万、そのお金は現金で家に持っていた、こういう報告がありました。平成十八年といえば昨年ですけれども、この年金資金運用基金の解散に伴って、この年金福祉研究会の関係書類一切を廃棄した、金銭出納簿あるいは領収書、こういうものを全部廃棄した、こういうことですけれども、では、一体だれが、いつ、どこで、どんな方法でこういう書類を廃棄したんですか。第一口座それから第二口座、これらの通帳も含めてお伺いをいたします。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおり、十八年の初めのことでござい

ますが、十七年度中に年金福祉研究会を解散することとし、その際に、金銭出納簿、領収書、預金通帳等の関係書類、これを管理していた当時の総務部長及び総務課長代理により、廃棄処分されたというふうに報告を受けております。それは、平成十八年一月から三月のいずれかの日に行われたというふうに承知をしております。これが第一口座でございます。

それから、いわゆる第二口座に関する年金福祉普及研究会名義の口座に関する書類につきましては、同じく平成十八年三月にそれらの書類を管理していた当時の総務課長代理が溶解により廃棄処分をしたという旨報告されております。

○細川委員 この書類の一切の破棄、これは何で破棄したかということ、大変裏のある大きな問題だと私は思っております。

そこで、この年金福祉研究会というのは収益事業を行っていた、こういうことを税務当局にも一時は届けておりました。法人税法では七年の保存義務がある。社会保険庁に長年勤めていた部長職にある者がこの保存義務を知らなかったとは私は思えない。税法違反という罰則はついておりませんけれども、それにしても、こういう書類を一切廃棄するということは、私は責任は免れないというふうに思います。

この第二口座については、そもそも脱税のために口座を開設して、そのこと自体がもう法人税法違反でありまして、この点については、当時の部長あるいはそれ以外の、ずっと以降の部長も課長も課長代理だけじゃなくて、私は、歴代の総務部長の責任は大変重いんじゃないかというふうにも思います。さらに、この第二口座も解約して現金で持っていて、これを飲食に使ったという、こんなことはもう刑事責任にもなるような問題でしよう。

そこでお伺いをしますが、当時の総務部長あるいは総務課長らに対する処分は当然だと考えますが、また、当時の理事長を初め役員、管理責任も

当然問われるべきだと私は思いますけれども、この点についてはどう考えていますか。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘の、税務上の必要な措置あるいは刑事上の責任、こういった点については、それぞれ御担当の当局においての適正な御判断にゆだねるべきと考えておりますが、御指摘のとおり、研究会の関係書類については、法人税法及びその施行規則上、はっきりと保存義務があるにもかかわらず、解散に際し廃棄されたということは、まことに不適切な対応であったと考えております。

今回の件の関係者の処分につきましては、関係法令それから年金積立金管理運用独立行政法人の内部規定に基づき、厳格かつ適切に行われるべきものと考えております。

○細川委員 今までは厚労省の年金局長に主に尋ねてまいりましたけれども、今までの三回の質問で私を感じますことは、一体、管理監督、どういうふうになっていったかということが大変私は大事だということに思います。今後もうこういうような問題を起さないために、一体どういうような管理監督がなされていったかにつきまして、ぜひ明らかにしなければいけない。

私は、そこで、現在の独立行政法人の理事長からも、この国会においてをいただいてお話を聞きたいと思っておりますので、委員長、ぜひ呼んでいただきたいと思っております。

○櫻田委員長 後刻理事会で協議させていただきます。

○細川委員 四月四日のこの委員会で私が質問をしたときも、前の総務部長、今の管理部長をぜひこの委員会に呼んでほしい、参考人ないしは証人だということでも委員長にお願いをいたしたところでありましたけれども、その点はどうなっているでしょうか。

○櫻田委員長 現在、まだ協議しておりません。

○細川委員 いや、委員長、大きな声であのときも、理事会で協議しますということをおっしゃってくれたんですよ。だから、私は協議をしてくれ

ているものだと思っていたんですけれども、きょう改めて要求をいたしますので、さらに検討していただけますか。

○櫻田委員長 はい、理事会で検討いたします。

○細川委員 現在の年金積立金管理運用独立行政法人というのは、近い将来はおよそ百五十兆円の資金を運用するということに聞いております。こういう巨大な資金運用機関である法人の信用が低下しかねないような、国民の信用を失うというような問題を、この間ずっと私の質問でこの委員会でも明らかにしてまいりましたけれども、そこで大臣にお伺いをいたします。

○柳澤国務大臣 今委員がおっしゃられるとおり、年金積立金管理運用独立行政法人は、今後百五十兆円の積立金を有する資金の運用機関になるわけでございます。その意味では、その責務は極めて重いということでございます。また、当然のことながら、国民の皆さんから強い信頼を得るものでなければならぬ、このように考えております。

そういう意味合いで、その前身である旧年金福祉事業団及び旧年金資金運用基金における今回の委員御指摘の年金福祉研究会等の事例というのは、まことに私は遺憾千万な事態である、このように考えております。

今回の事例は、旧年金福祉事業団及び旧年金資金運用基金の本来の運用原資であるところあるいは認められた支出というものの経理とは、これは全く切り離されて処理されていたものである。委員の御発言に端を発して解明されたわけでございますけれども、そのそもその収入というのは、住宅融資に絡んで必要な用紙の販売代金ということで入金したものであったということでございます。

そういうことではありますけれども、今申し上げておりますとおり、この後身である年金積立金管理運用独立行政法人というものの使命にかんがみますと、これはもう重大な不祥事というか、そういうものだというふうに考えております。私は、同法人におきましても、今後国民の皆様への信頼を回復すべく、組織運営の面で一層の適正化を図り、また、今回の事例に対して本当に真剣な反省をし、職務に専念していく必要がある、このように強く思っている次第です。

○細川委員 このような不祥事が発覚した、これを機会に、独立行政法人というものの天下り体質を変えて、そしてコンプライアンスを強めていくということが大変大事なことだということを申し上げまして、私の質問は終わります。

○櫻田委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。

本日も質問の機会を賜りまして、ありがとうございます。

私も野党にとりまして、国会質問というのが国を動かす最大の機会でございます。与党の皆様方は内閣に入っておられますので、いろいろな形で国を動かす手段はたくさんございますが、我々はこの国会質問の時間というのが本場に宝でございますので、ぜひ端的にお答えいただきたいということをお願い申し上げます。

お手元にも資料をお配り申し上げましたけれども、五千万件の宙に浮いた納付記録ということで、この二ページ目に、年齢階層別の件数が先日来問題になっておりまして、その中でも、現在被害が既に発生している可能性が高いという受給年齢で御存命の方々というのが、厚生年金で標準的な寿命を八十歳超といえますと、六十歳から七十九歳をカウントする。そして、国民年金では標準的な受給、法令で規定されている六十五歳だとすると、六十五歳から七十九歳をカウントいたしますと、一千九百万件の統合漏れの記録があるということでございます。

そこで、ぜひ大臣に御提案を申し上げることがございます。資料の三ページ目でございますけれども、これは、今現在、厚生年金及び国民年金を、実際に御存命で受給をされている方々の人数でございます。受給者数は、三千六十五万人の方が受給をされておられるということでございす。この約三千万人の方々の、当然、名前、性別、生年月日は、社会保険庁は記録としてもちろん持っております。そして、先ほど申し上げました宙に浮いた統合漏れの一千九百万件に關しても、生年月日等の記入漏れがない限り、名前も生年月日も性別も社会保険庁は持つておられます。ということは、ぜひお願いをしたいのは、この一千九百万件と三千万人の、今の三つのキーで、名前、生年月日、性別で同一のものがあるかどうか、何件ヒットするのか、これをコンピュータで調べていただきたい。そして、その結果を、現在法案審議をしております、我々民主党も、消えた年金納付記録被害者救済法案も提出をしております。この衆議院での法案審議終了前までにその数字を出していただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○柳澤国務大臣 五千万件の中で、千九百万件の方々が既に受給の年齢に達している、この中には亡くなった方もいらっしゃるかもしれませんが、逆に今、長妻委員が平均年齢とおっしゃる形で八十歳どまりにされたということで、もつと長命の方もいらっしゃるわけですから、差し引きどうということになるかわかりませんけれども、私もそういったしましては、この千九百万件、あるいはそれよりもっとお年を召された方も含めまして、やはり最終的には、個々の受給権者の加入履歴として確定しない限り、これを年金の給付につなげることはできないわけでございます。そういう意味で、そういうことをするよりも優先的に、できるだけこの三千六十五万人の方々に申し出をいただいて、そして、この千九百万件との突合をして、すぐに具体の給付につなげていくということが私どもの使命であるというふうに考

えているわけでございます。

三千六十五万人の方々と、これを裁定するときには、受給権者の方の申請に基づきまして、また、我が方の年金加入記録に照らして裁定させていただいたといういきさつがございますので、それを補正するということは、また一つ一つ丁寧に申し出に対して対処する形で直接に給付に結びつける、そういう努力を優先して行つてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○長妻委員 大臣の今の答弁というのは、むしろこれをやらなきゃいけないという補強答弁になるわけですね。つまり、午前中、山井議員からも質問がございましたけれども、今大臣が言われたのは、この三千万人の方々は、自分がこうだということでは裁定をもう既にした、それを補正するんだというお話ですね。

つまり、この三千万人の方は記憶がないんですよ。三千万人の方々は、示された納付記録に対して、これはきちっと社会保険庁は確認をとっていない件数もいっぱいあります。しかし、三千万人に対して確認をとったとすれば、その方々は、納付履歴を見て、ああ、これでいいですよといった可能性が高いわけでありまして、当然そうじゃない、いいかげんな社会保険庁のチェックできちつとチェックされない方もいっぱいいらっしゃると思ひますけれども、そういう三千万人の人は思ひ出しようがないんですよ。大臣、一千九百万件の記録を、思ひ出さなかつたら、とくに思ひ出して、裁定の前に、おかしいから補正してくれ、こういうふうに言うわけですよ。大臣、そういう理屈はよくわかりになると思うんです。ですから、こちらの方からのアプローチ、つまり、政府からのアプローチが必要な方もいらっしゃるんですよ。それがまさにこの一千九百万件の方々なんです。副大臣はうなずいておられますよ。これは大臣とチェンジされた方がいいんじゃないですか。

ですから、これは柳澤大臣、御本人にお尋ねしても、いや、覚えていないなという方も多分いらっしゃるわけで、そういう方はこちらからアプローチ、こちらから調査しないといけないじゃないですか。大体どの程度あるのか、そういう三つのキーでヒットするのは何件なのか。これはコンピュータでできますから、ぜひお願いをいたしたいと思うんです。

○柳澤国務大臣 すっかり忘れられているということをおっしゃられるわけですが、私も、私ども、今回も六月に、年に一回でございますけれども、年金の支給通知、支払い通知と申しまして、同じ年齢層の方々の中で、まだ統合できていない件数、残念ながら死亡された方も含まれているかと思ひますけれども、とにかく、その総体の数字をお示しして、注意喚起し、少しでも御自身で、ちよつと社会保険事務所の方に向いてみたいというところであれば、その方の名前をいただいて、そして一つ一つ丁寧に、こういうことですかというところで応対をして、直接に年金の給付につなげていくという作業、こういうことを早くやってまいりたい、私どもとしてはこのように考えているということを申し上げている次第でございます。

○長妻委員 いや、柳澤大臣、思ひ出せない人はどうするんですか。

つまり、三千万人の方がいらっしゃる。一千九百万件の宙に浮いた記録がある。例えば、お名前、生年月日、性別、これは同姓同名で、例えばヤマダタロウさんという非常に多い名前、生年月日も同じという方は、これもいらっしゃるでしょう。そういう方も例外的にはいらっしゃるでしょう。しかし、その三千万件と、同じ名前、生年月日、そういう記録があった場合、それをいろいろ工夫して、その方にこちらから働きかける、こういうことも検討に値すると思うんですね。

ですから、大臣、思ひ出せない人はそうしたらどうするんですか。これは大きいえば憲法の財産権の侵害になるんじゃないですか。思ひ出せない人はどうするんですか、大臣。

○柳澤国務大臣 それは、なかなか、自分の歩ん

できた人生の時間であるといえ、すべてつまびらかに、我々が、四十年前、三十年前、二十年前のことを思い出せるということは、むしろその方が大変だと思えます。

したがって、窓口に来ていただければ、私どもの方もそういうことですぐに電磁的ファイルを呼び出すということができます。そうして、一件一件、それについて受給権者の方とお話し合いをする事によって、そういうことを明らかにして、これを直接に、すぐに給付につなげていく、こういうことを優先して考えたいということを申し上げているわけでございます。

○長妻委員 それでは、大臣、答えてください。疑問が全くない方は窓口に行かないですよ。そういう方はどうするんですか。

○柳澤国務大臣　それは、例えば年金の保険料の支払い期間を通じて、同じ会社にいらいっしやつたとか、あるいは同じ住所ですつとお住まいになられていた方というのは、これはもうほとんど、年金記録の、そのときの、我々が基礎年金の、基礎年金番号を付番した時点と同じわけでございます、そういう方については。

したがって、これについては、そういう疑問がないというような方がいらつしやつたとしても、それはもうある意味で当然のことでごさいます。自分としては、付番をされた時点と同じ立場をずっと、ある意味、年金の保険料給付期間を通じてそこにいらつしやつた、こういうことであれば、それはそういうものであります。

問題は、だから、いろいろ転職をされたり住居を変えたりあるいは姓を変えたりした、そういう人の場合が問題なのでございますので、それはそういうことはもうおわかりになって、来ていたただければ、我々はお一人お一人に親切に、丁寧に対応するというのを申し上げているわけでございます。（発言する者あり）

○櫻田委員長 疑問のない人はどうするのかということですね。では、もう一回聞いてください。（発言する者あり）

長妻昭君、質問を続けてください。（長妻委員「時間をとめてください、委員長」と呼ぶ）長妻昭君、再度質問してください。

○長妻委員 いいですか、大臣。自分の納付記録に疑問がない方は、それで受給されている、しかし、納付漏れが実は現実にはあった。でも、本人はそんなの、つゆ漏れているとは思わない。こういう方は窓口へ行かないですよ。そういう意欲がわかないですよ。窓口へ行くインセンティブというか動機がないじゃないですか。そういう方はどうするんですかと。

切り捨てるのなら切り捨てると言えば、それはそれなりの大臣の意見でしょう。切り捨てないのであれば、ではどうするんですか。

○柳澤國務大臣　五千万件の中に、統合されない記録を持っていらっしゃる方というのは、住所が変わったり姓が変わったり、あるいは会社が変わったりした、そういう客観的な事実があるわけで、記憶だけの問題ではないわけでございます。

　　したがって、住所が変わったり、会社が変わったりした人というのは、やはり統合されていいという可能性があるのでございますので、そういう意味で、いらっしゃっていただくというさっかけはつかめるわけでございます。

もちろん、そういうことがあったとしても、自分の年金は、例えば九年一月の段階の、例えばポジション、そのポジションは例えば一年ぐらいいだった。しかし、また自分の給付の基礎になった加入月数というのが非常に長期にわたっていると、かいうことになれば、これは統合されている可能性がある。それでもなお、それが自分の指折り数えた統合の月数に満たなければ、おいでいただければいいわけで、ただ記憶だけでやるわけではなないわけでございます。(長妻委員「全然答えていない。これはおかしいよ」と呼ぶ)

○櫻田委員長 長妻昭君、質問を続けてください。（長妻委員「時間をもつたいない。時計をとめてください、委員長」と呼び、その他発言する者あり）長妻昭君、質問を続けてください。

山井君に申し上げます。席にお戻りください。
(長妻委員 委員長、ひどい。こんな議事運営ないですよ、ほかの委員会です。こんな議事運営は初めてだ」と呼ぶ) 議事は進行されております。発言の機会とは認められております。発言を続けてください。(発言する者あり)

答弁はなされたと思います。（長妻委員）どんな答弁ですか」と呼ぶ。答弁は、大臣はしたと思います。

「委員長、なぜ時間をとめないんですか」と呼ぶ長妻昭君、質問をする権利は与えられておりま

す。長妻昭君、質問を続けてください。

○長妻委員 委員長、これは、議場内協議をしているのに、何で時間をとめないんですか。

○櫻田委員長 長妻昭君に質問の時間が与えられているから、とめるわけにはいきません。

○長妻委員 そこで協議をしているときに私が質

問でできるわけがないじゃないですか。

○櫻田委員長　質問をする権利が長妻昭君にはあります。質問を続けてください。

○長妻委員　そうしましたら、大臣、きちつと答えてください。

つまり、いいですか、今受給されている方が三

千万人いらつしやいますね。その方々は、ああ、自分の受給の金額はこれでいいんだろう、そして、納付記録もかつて見せられたかもしれない、

それでこの納付記録でまあいいんだろうな、あるいは、昔は消えた記録の話なんてなかったから、余りよく見ないで、まあいいだろうということ、社会保険庁を信じて裁定に応じた方もいらつしやると思います。つまり、疑問を持たないで年金を受給している。ところが、その方にも受給漏れはあるんですよ。つまり、統合漏れがあるんですよ。

ですから、そういう疑問を持たない方はどうやって社会保険庁の窓口相談に行くんですか。だから、行く動機がないですから、行かないんですよ。これは社会保険庁側からアプローチがない

とわからないんですよ。疑問を持たない方はどうするんですか。（発言する者あり）

○櫻田委員長　御静粛をお願いします。

○柳澤國務大臣 委員の先生方も重々この問題の形というものを御存じだと思いますが、要は、平成九年一月に……（長妻委員）だから、答え

ている、それはさっきの二重の答弁じゃないですか」と呼ぶ）

○櫻田委員長　黙って聞いてください。

○柳澤國務大臣 基礎年金番号を付番したというときに、まだ自分に本来属すべき年金手帳の、番号と言わせていただきます、その前に符号がつい

ていますから、符号番号、こういうふうに合わせて言っているわけですが、そういうものが複数ある人というのはどういふ人かという、典型的に言えば、企業をかわった人あるいは住所をかわった人、こういうような方なのでございます。

したかいまして、私どもは、そういう方の場合には、これは、統合漏れ、まだ違う番号を持っているのが十分統合されていないという可能性があるということで認めているわけでございますので、そういうふうには、御自身の人生の歩みの中で住所だとかあるいは企業だとかをかわられた方は、ぜひこちらにいらつしやつていただければ、我々はそれに対して丁寧に調査をして、もし統合漏れのものがあれば、それを統合して、我々として裁定のし直しをいたしますよということを申し上げているわけでございます。

したがいまして、そういう可能性が全くなくて、ずっと同じ住所のところにいらっしやったとあるいはずっと同じ会社について、平成九年一月の段階に付番されたとき以外に番号を持ちようがない人というのは、これは疑問の余地がないということになろうと思うんですけれども、そこにかわった可能性があれば、そのときつけられた年金手帳の番号が必ず統合されているかどうかというのはチェックに来てくださいということを我々は呼びかけているということです。(長妻)

委員「だめ、だめ。疑問に思っていない人はどうするんですか」と呼ぶ。

○櫻田委員長 長妻君、質問を続けてください。(発言する者あり)(長妻委員)委員長、時計をとめてくださいと呼ぶ。

速記をとめてください。

(速記中止)

○櫻田委員長 速記を起してください。

長妻昭君、質問を続けてください。

○長妻委員 大臣、答えてください。(発言する者あり)とめてくださいよ。

○櫻田委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○櫻田委員長 速記を起してください。

長妻昭君、質問を続けてください。

○長妻委員 これは非常に重要なことなんです、大臣。

つまり、この一千九百万件、受給年齢に達している宙に浮いた納付記録がある。これが統合できれば、今受給されておられる方々のうち、受給額が上がる、本来の受給額をもらえる方の被害者救済ができるんです。しかし、被害者というふうに私申し上げましたが、本人、自分が被害者だと思っていない方のことを聞いているんです。

例えば、大臣は先ほどの答弁で、引越越しをしたとか事業所をか変わったとか、こういうことがある人は申し出ると言われました。そういうことを忘れていて、複数引越したり、多くの事業所を渡り歩いた方で、例えば何力所かを忘れて、示された記録に抜けがあるというふうに申し出なかった方、そういう方もいらっしゃるでしょう。あるいは、はなから社会保険庁を信じて、きちっと記録を見ずに、それで裁定お願いします、そういう方もいらっしゃるでしょう。

つまり、疑問を持っておられない方は、社会保険庁側から、千九百万件の記録、生年月日、名前、性別、この三つのキーで、今三千万人の受給者と一致するもの、これはその方の可能性が非常に高いわけですから、そういうものを調べて、そ

の方に工夫をして通知する。社会保険庁側から働きかける手段があるということなんです。

ですから、大臣にお伺いしますけれども、疑問を持たない方はどうするんですか。呼びかけても来ないですよ。そういう方に対してはどういう措置を、では大臣としてはおとりになるんですか。

○柳澤国務大臣 私ども、今回、この六月に予定をいたしてあります振込通知書というものの、あなたの年金加入記録を確認しますというもので、細かくはお読みいたしませんけれども、いずれにいたしましても、私どもの方で基礎年金番号に統合されていない記録をたくさん管理しており、か、統合されていない記録がこんなにあるのか、ではおれはどうかというような、そういうことをお考えいただくような、そういうことになるような情報もお与えさせていただいて、そうして、いろいろな方が自分の記録というものを正確にしようというところで、我々の専用窓口を設置しておりますので、お気軽に御相談ください、こういうお呼びかけをさせていただいておられますので、それに対して、とにかくいらつしやうていただければ、我々として、そこで照会をしたいろいろな調査をさせていただく、そういうきつかけを得て、丁寧に御対応させていただきますというように申し上げているわけでございます。

○長妻委員 大臣の今の言い方は、疑問に思わない人あるいは思い出さない人は切り捨てる、こういうことに私は理解をいたしました。とんでもない話です。

つまり、これは、何度も言いますが、与党の方もぜひ本当に御理解をいただきたいと思うんですが、一千九百万件の受給年齢に達した宙に浮いた情報は、名前がわかっているんです、性別もわかっているんです、生年月日もわかっているんです。それで、三千万人の年金をもらっている人の名前も性別も生年月日もわかっているんです。ですから、コンピューターを動かすなん

て、これはCOBOLという言語で書いてあるらしいんですが、突合作業なんてすぐできるんですよ。それを突合してくださいと私は言っているだけなんです。そうしたら、何人分の同じ名前、同じ生年月日、同じ性別があるかわかるじゃないですか、一千九百万件の中に、それを、コンピューターを動かしてそういう作業をしてくださいますか、私は言っているんです。これをしてくださいますということなんです。してくださいます。

○柳澤国務大臣 これは冒頭から申し上げておりますとおり、私どもとしては、五千万件の統合から漏れていらつしやる方々の処理をいたしたい、こういうことで、それについては私どもありとあらゆる、例えば五十八歳の通知であるとか、あるいはまたさらに四十五歳、それから既裁定者については、今回、振込通知書の中で、そういう、思いついていただいたり、あるいは正確を期していただくというところを呼びかけさせていただいて、そうして、それを窓口で受け付けることによって、すぐさまに年金の給付に我々は結びつけていく、そういう事務の運びを心がけていきたいということとを申し上げているということでございます。

○長妻委員 いや、これは本当に、大臣は与党の方ですからちよつと与党の皆さんに向いて話しますけれども、私は何も、何かすごい大それたことを言っているわけじゃないんです。

一千九百万件の宙に浮いた情報があるけれども、それは昔で、住所とか入っていないかもしれないですよ、間違っているかもしれないですよ。ただ、名前、性別、生年月日、一千九百万の宙に浮いた情報、これはほとんどがわかるんですよ。そして、坂口元大臣ももうなすいておられますので、ぜひ聞いていただきたと思うんですが、一千九百万件のその記録はあるんですよ、三つ。今三千万人の受給している人がいるんですよ。名前と生年月日と性別がこれは完璧にわかっているわけですよ、社保庁が。

これは手作業じゃなくて、全部コンピューター

に入っているわけですから、では、それを比べて何人分がダブっているのかと。そうすると、その記録はその方の可能性が高いじゃないですか。統合されていない記録はその受給者の方の可能性が高いじゃないですか。私、その件数を教えてくださいますか。これは、鴨下さん、私の言っていることは暴論ですか。国会がとまるぐらいの、役所が全力で抵抗してやらないというふうな言うほどの何かささまじい破壊力を持つような提案じゃないですよ。

ですから、これはうがった見方をすると、ちよつと本当に悪いんですが、うがった見方をすると、その数字が出ちゃうと、非常に大きい数字で、これはもう対応に追われるからまずいと考えるとか思えなくなっちゃうんです。ですから、大臣、大臣は最高権力者ですよ、これはやると言ってください。

実はきのう、私の議員会館に事務方の方を呼びました、社会保険業務センターのコンピューターの担当の方。そうしたら、それはできると言ったんですよ。コンピューターでプログラムをつくれば、NTTデータに頼んでプログラムをつくってもらえればできますと確認をとっているんですよ。

大臣、これはやっていただきたいと思うんですよ。委員長も、本当に、与党と野党の立場ですけれども、これはやってほしいんですよ。大臣、どうですか。

○柳澤国務大臣 私どもは、とにかく統合をしたという気持ちはやまやまございまして、その見地から私どもは、結局は、最終的には個々の人に結びつかない限りこれは受給権に結びつかないんです。その手間を、そのプロセスを、私どもとしては全般的な呼びかけ、きょうも午前中古川委員からのお呼びかけもありまして、一般的な広報ももつとすべきだ、したがって我々は内閣の広報室にも頼んで、そういう呼びかけをこれからもつと、それからその言葉遣い、表現にも気をつけて大いにやりますということで、そして個々の人の

お出かけそれから申し出て、即座にそれが直接我々の記録の統合に結びつくような形でやりましますことを申し上げているということでございます。

○長妻委員 今、手間という言葉がございましたけれども、多分ほかのことが忙しいから、それは手間だ、だからやらないというような趣旨だと思います。

そうしましたら、お伺いしますが、では、NTTデータに頼んでプログラムの見直しをやってくださいよ。どのくらいのプログラムの代金でできるのか。これは手間じゃないですよ、皆さんがやるわけじゃないですか。これはコンピュータです。社会保険庁の中にはプログラムを書ける人がいないということを聞いておりますので、そういう業者に頼んで、これは私の言っているのは暴論ですか。(発言する者あり)コストにもよるといふ話がありましたけれども、私は、そういう言い方もおかしいと思いますよ。例えば生命保険会社とか信頼を失った会社は、幾らかろうが信頼を回復しないとつぶれるんですよ。

大臣、そうしたら、幾らぐらいかかるか見積もりをとってください。きょうでも、見積もりを下さいということ。それはできますね。

○柳澤国務大臣 私は、事務の運びのことを責任ある立場で考えて、結局は個々の受給権者の裁定額というものを変更するのかもしれないのかという、その一番最終的な受給権者のところに手が届くようなところまでのことが一番大事だ、こういうような観点でそういうことを申し上げているということでございます。

したがって、今の見積もりをいただくなどというふうなことは、私の今のそういう考え方の中では出てこないということを御理解賜りたいと思います。

○長妻委員 大臣が言っていることも、疑問がある人は言ってきたください、これも一つそのとおりでしょう。しかし、社会保険庁の中でできることがあればそれをやるというのが全く欠落して

るんですよ。今、お金でもないということですね。鴨下先生、見積もりもとらないというのは、お金がネットワークでもないんですよ。手間ではないんですよ。ですから、メンツなんですよ。

これは残念ながら、ここにいらつしやる国会議員、私も含めて、巨大な情報にアクセスできないんですね、我々は一切。完璧に、一〇〇%柳澤大臣が受給権者の情報を握っているんですよ。こちらがやらなくともどうしようもないんですよ。ぜひ与党の皆さんも、一千九百万件のもらえるはずのデータ、これが宙に浮いている可能性があるんですよ。名前と性別と生年月日はわかっているんですよ、一千九百万件。それで、今三千万件の受給している人がいる。

では、同じの何人ぐらいいるのか。これを調べるのが、何で国会でこういうふうにするか。時間を使つて言わないとやらないんですか。重要な案件がいつぱいありますよ。これをすぐやると言えば、どんどん前に進みますよ、いろいろな問題が。

副大臣にお伺いしますが、副大臣、何でやらないんですか。やらない理由というのは何なんですか。

○石田副大臣 今大臣と委員が随分長くやりとりをされておりますので、大体政府としてのお答えは尽きているんじゃないかと思えます。

お金の問題とかそういう問題では私はないと思いますが、基本的に年金をどういうふうに、役所と個人と、どういうふうに考えていくかということだと思えます。これは私が考えると、年金の裁定は勝手に社会保険庁がごうだと決めて送っているわけでもないわけですから、その前提として、来ていただいたときにお互いに記憶を喚起して、そして裁定が終わっていると思えますから、これについては今大臣がお答えになったように、ぜひ来ていただいて、その上で丁寧に対応する、こういうことだろうと思えます。

○長妻委員 いや、一千九百万件の宙に浮いた納

付記録のデータがあつて、三千万件の今受給している人と同じ名前、生年月日、性別があるとすれば、その三千万人の方に、あなたはひとつとしたらこの時期こういうことがありますかとというふうに関心することも可能なんですよ。ただし、工夫しないといけないのは、その方がなくなってもそれを了解すれば金額がふえると思つて意図的に言う、こういうこともあるかもしれないので、それはそれできちつとした措置で裏をとるということにはしなきゃいけない。こういう前提でありますけれども、そういう形で個別にアプローチができるんですよ。そういう検討も進みますよ、その件数がわかれば。

これは何ですか。そうしたら、大体幾らぐらしかかるんですか、そういうプログラムの見積もりというの。

○柳澤国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、私もどなたもいたしましては、年金の受給権というものは、結局、個別具体的にそこに結びついていくということではなければ、大数観察でもって何%あるとか何千人いるということではないわけでございます。したがって、私どもとしては、先ほど、呼びかけをしたらどうかという、結局そういうところなんです。私どもは、こういう形で何回もお呼びかけをして、おいでいただきたい、そしてこの受給権に結びつけていくということとを考えております。したがって、そういう予算上のこと等については私が今何か考えを申し上げる、そういう状況にはないということを御理解賜りたいと思えます。

○長妻委員 本当に与党の皆さんも大臣と同じお考えなんですか。そういう同じお考え……(発言する者あり)同じですという、自民党の方ですか。(発言する者あり)自民党の方も同感だということですね。

一千九百万件の、せっかく、そういう私が申し上げた作業をすれば進む可能性が高いのに、与党も、自民党もそういうのをする必要がないという方もいらつしやる。全部の自民党の議員の方では

ないとは思いますが。

そうしたら、(発言する者あり)いや、鴨下先生……

○櫻田委員長 長妻昭議員に申し上げます。

答弁者はこちらでございますので、答弁者に向かつて質問をしてください。御注意申し上げます。

○長妻委員 はい。

そうしましたら、これは与党の方も大臣も、見積もりをとると幾らぐらいい、私どもが今申し上げた作業をすると幾らぐらいいプログラムの代金になるのか、この金額を教えてください。これはいいですね、皆様方も。それはどうですか、大臣。

○柳澤国務大臣 もう何回も御答弁申し上げておりますが、我々は、この五千万件あるいは千九百万件の……(発言する者あり)

○櫻田委員長 御静粛に。

○柳澤国務大臣 統合漏れになつていっているものについて、具体的に個々の受給権者あるいは被保険者に結びつけていく、そういうことが最終的に必要でございますので、そのプロセスを私は先ほど来るる申し上げて、もうこれを繰り返しませんけれども、そういう手続のもとで考えているということでございます。

受給権者の皆さんにもこういう新たな呼びかけをしているということでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

○長妻委員 大臣は今、やらないというお話ですが、では、そういうことをやるとすれば幾らなのか。我々は、国会でこの委員会では、その金額を、どのくらいかかるのかだけを教えてください。この金額さえも教えないと。教えない、その理由は何なんですか。金額を教えない理由は。

○櫻田委員長 既に申し合わせの時間が過ぎていますので、答弁は簡潔にお願いします。

○柳澤国務大臣 教える、教えないということは今委員は問題提起なさいましたけれども、私どもとして、そういう問題のところまで至っていない

わけですね。私どもは、具体的な受給権者あるいは被保険者のところの受給権に結びつく、そういうことを確保すべく、その手続を考えているということでごさいます。その手続の中ではそういう問題が浮かんでこないということは、御理解を賜れるはずだと思っております。

○櫻田委員長 申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○長妻委員 今のやりとりで、本当に被害者救済の最大の障害は柳澤大臣そのものだと思います。本日に柳澤大臣、辞任してください。別の大臣のもと、きちっと被害者救済を進めてください。よろしく願います。

○櫻田委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。初めに、一昨日の本委員会の開催中に、社会保険庁の指導医療官が逮捕されたという事件は、またも社会保険庁かと大変落胆しました。医療Gメンという不正をチェックする立場の人間が、その地位を利用して十年にもわたって不正に身を染めていたという事実は、大変衝撃でした。これでは国民の不信感は募るばかりであります。

冒頭、この点で大臣に一回だけ伺います。

指導医療官は、医科が六十五名、歯科が四十二名、百七名いるとのことですが、この事件によって、他のまじめに仕事をしている指導医療官の方がどんなに落胆されているか、あるいは、多くの開業医、歯科医師らが、みんな患者のようにテレビでも扱われております。そうした方たちに報いるためにも、徹底調査と再発防止を打ち立てるべきだと思います。

特に、指導医療官は、来年十月から全国健康保険協会が設立されることに伴い、地方厚生局にその任務が移ります。これをどう生かし、不正を許さない取り組みとするのか、伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣 今回の事件、事案につきまして、私といたしましても、極めて遺憾だ、このように考えております。厚生労働省の立場として

は、捜査に全面的に協力する、事実説明を待つて厳正に対処する、こういうことでございます。

この事態を受けまして、四十七都道府県の各社会保険事務局長に対し、担当課から改めて、網紀の保持について職員一人一人に徹底するように、電話で指示をしたところでございます。

○高橋委員 私はこの点については指摘にとどめますけれども、今議論をされている日本年金機構に先行してこの健康保険協会が来年設立をされるわけですから、国に監査機能を残し、非公務員型の公法人でスタートをする。そのときに、今、公務員かどうかという議論がされているわけですが、これも、こういう機能でもうだめなんじゃないかというところが今提起されてしまっている。ですから、私は、これが本場にうまくいくんだらうか、監査機能もちゃんといくんだらうかということを見きわめてから次に進むという選択もあると思っております。

今の年金記録の問題もそうです。日本年金機構法案の成立を今急ぐべきではない、このことを強く指摘しておきたいと思っております。

さて、きょうは年金保険料の活用問題について伺います。

この問題について、五月八日の本会議で安倍総理は、私の質問に対して、極めて妥当なものと言いつけられました。少なくとも原則国庫負担とされてきたものが、国の財政事情から特例措置となつて、それを恒久化するということに、なぜ極めて妥当という聞き直りができるのか、全く理解できません。

資料の一枚目を見てください。今年度の年金事業運営費の予算の内訳が書いてありますけれども、保険料財源となるのは、この真ん中の九百五十七億円、保険事業運営に直接かかる事務費となつておつて、「特例措置」と書いてあります。これがいわゆる事務費の分野でありますけれども、そのほかに福祉施設費というのがございます。千八百二十億円。ああ、施設がこんなに残っているのかと思えば、これはいわゆるハードではなくて、

年金相談、広報、教育などに使われるお金だと言っているわけですが、合せて二千億円を超えるお金が今後も毎年保険料から出るということでしょうか、確認をいたします。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

年金事務費は年金給付と密接不可分なコストでございます。これに保険料を充てますことは、受益と負担の明確化という観点からも、また、民間保険はもとよりといたしまして、他の公的保険、諸外国の例から見ても妥当なものであるというふうに考えております。

ただし、財源のいかんを問わず、経費の効率的な使用ということは大変重要なことであるというふうに考えてございます。今御指摘の十九年度二千億円という額でございますが、かつて、十三年度、ピークであったときには三千億円を超えておつたわけでございますので、年々節減に努めて、現在二千億円にしているところでございます。

今後に向けてでございますが、今回の法案で、いわゆる福祉施設規定を改めまして、事業の範囲を年金相談等に限定列挙するという点が一点ございします。また、日本年金機構の予算等に関しましては、厚生労働大臣が毎年度認可するということによりまして厳しく監督することにしてございします。

また、現在、可能な限り競争入札や企画競争にいたしましたり、調達委員会や厳格な審査をやつておるところでございますけれども、機構発足後におきましても、現在の取り組みを踏まえ、無駄の排除をし、効率的な経費の用い方を徹底してまい、このような考え方でやるわけでございします。

○高橋委員 いろいろ説明されましたけれども、質問には答えていないと思ひます。毎年このくらいかかるのですかと聞いています。

○清水政府参考人 機構発足までの社会保険庁の時代におきましても、また機構発足後におきましても、予算を精査いたしました的確な予算立てを

するとともに、できる限りの節減、執行面におけるさまざまな無駄の排除を徹底してまいりたい、このように考えております。

○高橋委員 できる限りの節減とおつしやいましたが、それ以上具体的に踏み込めないということとは、やはり二千億円前後あるいはそれ以上ということが予測できるのではないかとこのように私は思ひます。そういう説明も実は受けております。

肝心なのは、それが、今説明されたように本当に密接不可分なコストなのか、本当に妥当なのかということが絶えず問われなければならないと思ひます。

事務費については、昨年十二月十八日の財務、厚生二大臣の合意において特例措置を継続することが確認をされて、その考え方については平成十七年度以降と同じだ、保険料負担を保険事業運営に直接かかる適用、徴収、給付、システム経費に限定するとされました。

しかし、この福祉施設費の方は、これは第七十四条に書いてありますが、「政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ、」現行法にはそれしかないわけですね。その「施設をすることができ、」という中にいろいろなものが入れていて、これが今、「施設をすることができ、」を取つたかわりに、広報だ、教育だ、相談云々というのが出てきた。これが何でそこに保険料財源が使えらるということになるのか、理解できません。

○青柳政府参考人 いわゆる福祉施設規定についてのお尋ねでございます。

ただいま委員からも御紹介がございましたように、国民年金法七十四条で申し上げます、福祉施設、「必要な施設をすることができ、」ということとで、被保険者の方やあるいは受給者になった方々に対してさまざまなサービスを提供する場合に、そのサービスに必要な財源を保険料に求める。これは、まさに事務費とはその点が異なります。

まして、被保険者、受給権者に対するサービスと
いうことをどういう財源で賄うかということの判
断でございます。

今回の法案におきましては、これまで批判のご
ざいしましたこの「必要な施設をすることができ
る。」旨の規定を廃止いたしました。公的年金事業
の実施のために真に必要なものを明示的に列挙
し、保険料を財源とする事業の範囲を限定する
ということを行いました。

具体的には、年金相談として、年金加入記録の
照会対応や年金見込み額の試算、そして年金教
育、広報といたしまして、中高生、大学生に対
する年金教育、被保険者等を対象とした制度内容や
手続の周知、そして情報の提供といたしまして、
五十歳到達者に対する年金加入記録のお知らせ
や、加入履歴を印字した裁定請求書の送付、ある
いはインターネットを活用した年金加入状況の情
報提供、今後は、例えばねんきん定期便といった
ものも含まれてくるわけでございます。

いずれにいたしましても、今回の改正は、年金
保険料は年金給付及び年金給付に関連すること
以外には使わないという政府の一貫した方針に沿
うものと御理解賜りたいと存じます。

○高橋委員 今の説明を聞いても、この間積み上
げられてきた事務費に関する議論とは別の概念が
出てきた、新たな解釈が出てきたということなん
です。サービスが本当に、先ほど来言っているよ
うに、年金給付と密接不可分なコストとそれが判
断できるのかということ、これは全然理解ができ
ません。

もしそれが本当に不可分なものであるものであれ
ば、逆にこれは、条文にあるように、「政府は」
となつていますから、国の責任でやるべきではあ
りませんか。

○青柳政府参考人 この福祉施設につきまして
は、利用する方が、だれがそのサービスを利用す
るということが明確にわかるわけでございます。
したがって、利用者のいわば負担、それを利用
料という形で個々に取るという手法も技術的に

はあるかもしれませんが、現実的にはそれには徴
収等の別のコストもかかるということがあります
ので、保険料という形で被保険者あるいは受給者
の方がその提供されたサービスを負担していただ
くというやり方で制度発足以来運営をしてきたも
のと御理解賜りたいと存じます。

○高橋委員 国民皆年金なんですから、利用者は
すべてです。すべての国民に向かって政府は広報
をするんじゃないですか。安心した年金制度をつ
くるということに責任を持つために、こうしたい
ろいろな広報などをやるのではないですか。それ
を、保険料の財源だ、利用者なんだからといった
ら、その理屈がどこまで広がるのかということに
なるわけですよ。

この間答えてきた中で、例えば年金機構への交
付金については予算の段階で使途をホームページ
などで明確にする、だから間違った使い方はしな
いんだということを答えてきました。だったら、
こうした問題についても、いわゆる福祉施設費の
中に隠れていたものをどう使うのかということも
予算の段階で明らかにする考えはありますか。

○清水政府参考人 御指摘のとおり、国が日本年
金機構に交付いたします運営費交付金の使途につ
きましては、条文上は、機構に対してその使途を
明らかにするというふうに書いてございますけれ
ども、私どもといたしましては、これをホーム
ページ等を活用いたしまして広く情報開示したい
というふうに考えておるところでございます。

そこで、広報につきましても、同様な形でホー
ムページで予算を公表するというような形にして
まいりたい、このように考えておるところでござ
います。

〔委員長退席、伊藤(信)委員長代理着席〕
○高橋委員 これは最低限やっていただきたこと
だと思います。そして、国民のチェックがしかりと
いって、そこでもまた立ち戻ることや考え直すこと
ができるというふうにしていかなければならない
と思うんですね。
それで、続けますけれども、資料の二枚目なん

ですが、この十年間で、いわゆる国庫負担である
人件費、これは本当に純粋な部分は、十年前の二
千三百二十九億円から、今、十九年度予算で千六
百五十億円というように、七百億円も減っており
ます。そして、逆にふえているのはシステム経費
であります。これは、いわゆる事務費にも、ま
た、今言っている福祉施設費に紛れていた中に
も、同じようにシステム経費がございます。二種
類あるんですね。

それで、資料の三に、システム経費だけの特記
したものを載せておきました。これを見ると、同
じように平成十年から比較すると、六百六十四億
円だったものがことは千二百九十八億円にもな
り、倍になっております。先ほど来話題になって
おりますが、NTTデータなどがシステムを随意
契約で独占し、言い値で経費をつり上げてきたで
はないか、このことがこの間繰り返して指摘され
てきたんだと思うんです。それが本当に生かされ
ているのかということがまた問われると思うん
です。

今回、レガシーシステムと呼ばれる旧システム
をオープン化することに伴い、NTTデータに返
済する残債が幾らで、それがこの表のどこに計上
されていきますか。

○青柳政府参考人 システム経費におきます残債
についてのお尋ねがございました。

残債については委員は御承知のことかと存じま
すが、社会保険オンラインシステムにおきますシ
ステムの開発経費というのは、一つには金額が大
きいということもございしますが、例えば、大きな
制度改正などがあるときに非常に多額のものがか
かって、そういった制度改正がないときにそう
いったものが余り必要ないというふうな、非常に
大きな凹凸というのか、でこぼかが年度によつて生
ずるというふうな特殊な性格を持っております。

そのため、これまでは、データ通信サービス契
約によりまして、これを毎月の利用料という形で
長期間をかけて、いわば延べ払いで支払うという
形式をとっております。この契約を解除した場

合には、そういったシステム開発のいわばソフト
ウェアの未償却額をNTTデータに支払わなけれ
ばならないという性格のものでありまして、これ
をいわゆる残債と呼んでいるところでございま
す。

私ども、この残債が存在する限り、いわばシス
テムのオープン化その他、システムの刷新が非常
に困難であるということから、平成十七年度に最
適化計画を策定いたしました。十八年度から二十
二年度までの五年間をかけて新システムを構築す
るということとしております。新システムの稼働
時に、先ほど申し上げましたデータ通信サービス
契約を解除することとしておりますので、二十三
年度以降に支払ういわゆる残債をすべてこれは前
倒しによって支払い、二十二年度までに完済をす
るということとを計画しておるものでございます。

この中のどれかと言われますと、ちよつとこれ
は見通しにくいんですけれども、残債という形で
例えば平成十七年度に三百十八億からある金額、
これは最終的にだんだん減つていきまして、二十
二年度は二百億まで減少するだろうと思つておる
わけでございますが、これを十七年度末段階でま
とめて表示いたしますと、千五百億という残債
額になるというふうに御理解賜りたいと存じま
す。

〔伊藤(信)委員長代理退席、委員長着席〕
○高橋委員 今ちよつと説明していただきました
けれども、この残債が一千五百億ということ、で
長期にわたつて返すべきものが、新しいオープン
システムになることによつて圧縮したという形に
なると思うんですね。平成二十二年度までかけて
千五百億円を返す。

同時に、同じチームでオープンシステム構築経
費というものがかることになるわけですね。で
こぼこ言うけれども、重なっているという状態
が起こつております。それを担当の方にまとめて
いただいたものを資料の四枚目に書いておきまし
た。オープンシステム構築経費と未償却額の返
済。

そこで、システムを刷新するんだから三五%程度運用コストが削減されるんだ、毎年八百五十億円かかるものが五百五十億円、三百億円削減だという説明をしております。この根拠を教えてください。

○青柳政府参考人 システム最適化までの間にかなり大きなシステム経費は、大きく分けますと三種類ございます。

一つは、先ほどお答えを申し上げました残債というところでございます。

それからもう一つは、今委員から御指摘のございました、次期システムを開発するための経費がかなりあります。これは、二十二年度までの開発でいけばインシャルコストがすべて終わり、二十三年以降は、今度はこれがランニングコストに切りかわるという形になるわけでございます。

一方、三点目といたしまして、既存のシステム、すなわち現在のシステムを運営するための経費。この中には、午前中の御質疑の中にもお尋ねがございましたように、平成十六年の年金制度改正に伴うところの制度改正関係経費でありますとか、あるいはその後の介護保険、医療保険の制度改正に係りますところの経費、そういったものもろが含まれておるものがあるわけでございます。

したがって、三百億円の削減になると申し上げる場合の比較は、既存システムで毎年かかっている八百五十億円からのオーダーの経費が、先ほど申し上げました新システムに切りかわり、二十三年以降のランニングコストで年間五百五十億円になる、八百五十億円が五百五十億円になるというところで三百億円の削減ということでございまして、そういう意味では、二十二年度までに返済の終わる残債については、これはいわば別枠で申し上げているというふうに御理解賜りたいと存じます。

○高橋委員 答えが説明を受けているのと全然違うわけですね。最初に私が指摘をしたように、随契で、当然言い値で経費が上り上がってきた、それは皆さんもこれまでも認めてきたことなわけ

ですね。先ほどの答弁の中にも、一般競争入札にするんだというお話がありましたが、十六年度からと言っていたけれども、まだ実際はやられていない。そういうことで、競争入札にすることでのコストも一定削減になるんだという説明を受けています。

つまり、裏を返せば、それだけの高い利用料を払ってきたということなわけですね。例えば、十六年の年金福祉施設を売却して得られたお金が約三百五十億円ということと比較しただけでも、いかに高いコストを払ってきたのかということとは事実だと思っております。

ただ、それとこれから先のことはどうなのか。つまり、今はオープン化するのにはNTTデータと契約していた記録管理システムです。それから、先ほど来話題になっている基礎年金番号管理システム、これをオープン化するということですが、もう一つございまして、年金給付システム、これは日立製作所と契約しています。では、これもこの後やっていくということになるんでしょうか。つまり、でこばこと言いましたけれども、実際には、大体的初期投資が払い終わったら、また新たな開発投資が始まるという形で、ずっとシステム経費が減らないということではありませんか。

○青柳政府参考人 先ほど申し上げましたように、実はデータ通信サービス契約をしておりますのは、NTTデータとの関係、すなわち、今委員から御指摘のありました記録管理システム、それから基礎年金番号システムに関する開発経費の払い方でございます。したがって、今お話のありました高井戸でやっております年金給付システムについては、こういったデータ通信サービス契約という支払い方をしておりますので、その限りにおいては、いわば残債という問題が生じないという事情がまず一つございまして。

加えまして、では、そういった年金給付システムについては今後どうなるのかというお尋ねが今これについては、私ども、確かに今回のレガ

シーシステムの見直しは、三鷹におけるシステムをまずは見直すということを進めさせていただきま。高井戸についても、現在のシステムを前提にした上でいよいよ効率化を図るという形で、より効率的なシステムに切りかえるということをやらせていただきますが、システムのベースのところ、本体そのものについては、第二弾として二十三年以降にまた本格的な見直しというものが必要になってくるというふうに現時点では見込んでおります。

○高橋委員 ですから、結局、システム関連のお金というのは今後もかかってくるということでしょうか。もういいです。長い説明で時間がもったいないですから、そこは確認をしていききたいと思います。

それで、今システムの話をしておりますけれども、例えばその運用業務、オペレーター、これももう既に外部委託になっていると聞いております。それを確認したいのと、これは随意契約なのでしょうか、委託先はどこなのでしょう。お願いします。

○青柳政府参考人 年金給付システムの運用業務の委託先は、日立公共システムサービス株式会社でございます。これは高井戸にあります給付システムです。それから、三鷹の方にあります記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの運用業務の委託先は、株式会社NTTデータシステムサービスとなっております。

○高橋委員 競争はありましたか。

○青柳政府参考人 オペレーション業務は、従来は随意契約という形で今申し上げた会社と結んでおったわけでございますが、契約の透明性の確保、あるいはコスト削減を図るという観点から、十八年度におきましてシステムの運用業務の一部、これは著作権等の問題がなく入札が可能なものということで、限定されるわけでございますが、一般競争入札を実施いたしました。

結果的には、年金給付システムにおいては、日立公共システムサービスが落札、そして記録管理

システム、基礎年金番号管理システムにおいては、入札不調ということになりましたので、株式会社NTTデータシステムと不落によるところの随意契約を締結せざるを得なかったというところでございます。

○高橋委員 結局、競争しても競争相手がいなかった、そして今二つの随意契約を行っている会社の子会社にまたそれを委託しているという実態なんですね。ですから、こうして長い間やってきたことが、なかなか刷新につながらない、特定の会社を利することになっているのではないのか。そのことによって保険料が浪費になったということ、もう否めない事実だと思っております。そういうことをしっかりと反省されているのかということ一つ確認して、それで、大臣に最後に伺いたいと思っております。

今、こうした外部委託、市場化テストの前に既にこういう分野でもうやられております。民間委託できるものは外へといつてどんどん切り分けが進んでいくと、本当に国庫が責任を持つ人件費の部分が増えます小々くなって、いわゆる事務費です。事務費だ関連費だという形でどんどん外に出ていって、年金運営に国が責任を持っていますと胸を張って言えなくなるのじゃないかということがとても心配されますが、大臣、最後に一言。

○柳澤国務大臣 この事務費あるいはそれに似通った内部管理事務経費は、片方が国庫負担、片方が保険料負担、こういう区分をするということ、これを基本としているわけでございまして、これに基づけば、事業内容によって国庫負担の額と保険料負担の額が変わるという御指摘は、そのとおりでございます。

そういうことですが、日本年金機構の発足に当たりましては、私ども、効率的、効果的な委託方法の工夫、その他の経費の削減努力等、各般の工夫を重ねまして、過度に保険料財源に負荷がかからないように努力をさせていただかなければならない、このように考えています。

○高橋委員 時間が来ましたので、また次の機会にしたいと思います。終わります。

○櫻田委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。

我々の年金はどこに行っただと同窓会に行く
と必ず言われますね。柳澤大臣に伺いたいんです
が、私は、実は一九九九年、決算行政監視委員
会、当時、原田昇左右先生が委員長だったとき
に、公的宿泊施設の点検ということをやったとき
に、放漫だということに着目をしてまして、今検
索したところ、十二回やっているとですね。グ
リーンピア事業について、これは国民の年金保険
料を持ち出すことになってしまふんじゃないかと
いう危惧を感じて、結局は持ち出すことになっ
てしまったわけですね。

基本的なことを伺います。

グリーンピアは、年金の無駄遣いの象徴とい
うことで大変有名になりました。年金の問題とい
うとあのグリーンピアねというぐらいに有名にな
ったんですが、これは社会保険庁の責任ですか、そ
れとも厚生労働省のどこかの部局の責任でしょ
うか。

○柳澤国務大臣 グリーンピアの事業というの
は、年金の福祉施設ということで展開されたこと
は保坂委員御指摘のとおりです。

これは、ちよつと申し上げますと、とかく日本
語はあれですけども、施設というのはハードを
想像するんですが、この施設というのはソフトウ
エアも入っているというので、サービスが入って
いるというのは初めから前提になっているわけ
です。

それはそれとして、このグリーンピアというの
は現役還元ということで、それを推進する向きが
ありまして、結果において、本当に大変な損失を
結果として生み出した。もちろん、実際に利用を
したという時期もありますので、それを勘案した
ときに、そのまま買ったときの費用から売ったと
きの収入を引くというものではありませぬけれ

も、私の見るところでは、やはり相当な損失をそ
こに生じたということだと思います。

その責任は大いに感じてまして、これから先はそ
ういうことはしないということですが、これはど
こに責任があるかといったら、やはり厚生労働省
にあると言わざるを得ないと思います。

○保坂(展)委員 どの部局にと聞いたんですが、
これは厚生労働省年金局にあるんですか。

年福、年金福祉事業団をつくりましたね。当
時、これは昭和四十九年ですか、横田陽吉さん
という年金局長が、このグリーンピアについて、一
晩二晩ぐらいじゃだめだ、一カ月とか二カ月とか
いわゆる中期滞在のための保養施設、ソ連のソチ
やヤルタ、こんなイメージで、こう答えているん
ですね。ところが、この答弁に立った横田年金局
長は、七十六年の総選挙で自民党から衆議院議員に
立候補し、同氏の出身地である宮城県にグリーン
ピアを引っ張ってきた、ということではないで
きちゃったんですね。政治的につくられたとい
う場面もございます。

そこで、そういうふうになってきて、大量の年金資
金を使用してしまつたグリーンピアが現在どう
なっているかという問題です。

これは、もう一点確認しますけれども、年金資
金運用基金、ここが解散をして厚労省年金局が承
継をしていると聞いています。年金基金が自治体
に譲渡をした際に、十年間の転売禁止というルー
ルを設けた意図はどこにあったんでしょうか。で
は、これは簡単に答えてください、意図。

○渡邊政府参考人 お尋ねにつきましてお答え申
し上げます。

グリーンピアの譲渡につきましては、施設が年
金資金を用いた資産であること、地域の活性化、
雇用の確保等の役割ということを踏まえまして、
施設を地域で有効に活用していただくという観点
から、地元地方公共団体等への譲渡を優先する。
譲渡後も、それまで同様、公共的用途に一定期
間、十年間用いられることを条件に売却した、こ
ういうことでございます。

○保坂(展)委員 そこで、こちらの、四月十五日
の朝日新聞に出ましたけれども、和歌山県にある
グリーンピア南紀というところが、今、譲渡をさ
れたのはいいけれども、全く建設が進まない、こ
ういう状況になっている。これは、香港ボアオと
いう会社に賃貸借契約で貸した、こう言われてい
ますけれども、どうやら二十数社から引き合いが
あつて、これは、実はボアオの蔣会長というのが
中国の有力な実業家であるということで、平成十
六年の一月二十三日に視察に来ていたんですね。
それ以後も、何社も、いろいろ事業プランなどを
持ってきているんですね。

ところが、これを公開競争入札によらずに、同
社、この蔣会長とはパートナーである、最優先だ
ということと、地元の有力政治家の紹介、二階氏
でございますけれども、この紹介があつたとい
うことで、公開競争入札をしない、こういう事情が
あつたんでしょうか。これは厚労省年金局の方は
どう把握していますか。

○渡邊政府参考人 当時の年金資金運用基金から
の譲渡の経緯でございますが、グリーンピア南紀
の運営事業者を選定する過程におきまして、ボア
オ以外の企業からの問い合わせなどがあつた、二
十数社程度あつたという旨を那智勝浦町から聞き
及んだことがございます。

そういうことでございましたが、グリーンピア
南紀の運営事業者となるためには、これは那智勝
浦町と太地町と両方にまたがっておりますが、両
町作成の利用計画及び事業計画に基づき施設を使
用するというのが譲渡の条件になりますので、
譲渡といいますが、その施設を使用する条件にな
りますので、賃貸借契約上もそういうことになり
ます。

そういうことで、ボアオ以外の企業が、そうい
う条件ということに照らして、辞退された。ボア
オのみが町のそうした利用計画、事業計画に沿つ
た事業計画を提出し、その内容も、例えば、那智
勝浦町、約三百ヘクタールの町域にある施設でござ
います。すべてを利活用するという内容で

あつたということから、那智勝浦町においてボア
オは、年金資金運用基金に譲渡を受ける際に町と
しての利用計画、事業計画を提出しております
が、当該計画に沿った事業を実現できる唯一の企
業であるというふうにとり判断をし、町議会
においてそうした契約を議決して、今日に及んで
いるというふうにとり判断を受けております。

○保坂(展)委員 年金局長も、年金資金が大切な
財産である。これは国有地じゃないんですよ。
年金の被保険者の共有財産ですよ、グリーンピア
は。これを自治体に譲渡して、公共性、公益性の
ためにしっかり使いなさいよということ、もう
わかっているわけですね、今。この香港ボアオが
五十七億円の総額の事業計画を出したけれども、進
んでいきますか、これは。進んでいないんじゃない
ですか。もう端的に言ってください。進んでいる
のか進んでいないのか。

○渡邊政府参考人 先ほど申し上げましたよう
に、二つの町に譲渡されたものでございます。既
に進んでいる部分、それから、なおこれからとい
う部分両方ございます。施設のうち、テニスコ
ート、多目的ホールなどにつきましては、既に地元
の方々の供用が開始されておりますが、それ以外
の部分につきましては、しっかりと供用が開始される
よう、準備されるよう、両町と密接に連絡をとつ
ておるところでございます。

○保坂(展)委員 ごまかしちゃだめですよ、これ
は。太地町の方と那智勝浦とあつて、山側が那智
勝浦なんですよ、太地町は海側なんです。だか
ら、本来、両方を取っ得しなければ、このボアオも
開発できないんですよ。ところが、太地町は契約し
ていないんですよ。だから、今の答弁はむちゃく
ちなんですよ。

では、那智勝浦町で今一体何が起きているの
かというのを、これは最近の写真ですね、お配り
してありますが、これを見てください。これは山
里センターという中央部、これは那智勝浦部分に
ある。これは公衆トイレなんです。公衆トイレ

と、あと事務室みたいなものがあるあずまやですね。ここに四月の中旬に突然ユニボが入って、これは鳥獣保護区に県で指定されているらしいんですが、写真を見る限り、木をなぎ倒して何か変な工事をしたとは思えないんですが、これが唯一、今年金局長が言った進んでいる事態なんですよ。現状が変更されたのはこれだけなんです。五十七億円どころか、これだけです。よろしいですか。

しかも、那智勝浦町がボアオからとったこの設計図を見ると、これはどう見てもゲストハウスじゃないんです。洋室が四つあるんです。リビングがあつて、子供室があつて、子供室には何と朝シャンとかができるようにシャワー室があつたり、書斎があつたり、主寝室があつたり、これは相当のお金持ちの別荘の様式だろうと建築士の方は言っていますよ。しかも、これは、年金局長、いいですか、この洋室のA、Bというのは公衆トイレの跡なんだよ、これは。そんなところにわざわざ超豪華高級施設のゲストハウスをつくりませんか。感想を。

○渡邊政府参考人 先ほどかいつまんで申し上げましたが、太地町にまたがる部分につきましても、五月十四日付で賃貸借契約の締結が終わっておりまして、そうした宿泊施設部門についての計画の進行について、これからスタートするというふうに承っております。

それから、キャンプ場及びコテージ等につきましては、那智勝浦町からボアオへの賃貸借契約締結済みで、今お触れになりましたゲストハウスの建設作業用道路新設等について、事業者が説明会を開催、実施についての調整に入ったというふうに承知しております。

○保坂(展)委員 政治的な意図によってつくられたグリーンピアが、国民の年金保険料の、まさに我々の年金はどこへ行つたんだという一部はグリーンピアに行つていくわけでありまして、この売却、そして事業を民間に任せるといふ契約が、これは経済産業大臣の大臣応接室で締結されたとい

うのは本当ですか、那智勝浦町とこのボアオの契約が。本当ですか、これは。局長。

○渡邊政府参考人 那智勝浦町と二民間企業との契約ということでございますので、性質として、私もそれが現認する立場にも、報告を聴取する立場にもございませんが、昨年来、いろいろな経緯の中で、私もそれが那智勝浦町から聞き及んだお話で申し上げますと、経済産業省の大臣室ではなくて大臣応接室となるようでございますが、その応接室を借りて那智勝浦町とその企業との契約締結が行われた、大臣の同席はなかったという旨聞いております。

○保坂(展)委員 これは、普通は、那智勝浦町の役場にその業者の方に来ていただいて締結するのが普通じゃないですか、柳澤大臣。どうですか、これは。こんなことがあります。柳澤大臣も閣僚経験が長いけれども、大臣応接室で何か知つている業者を紹介して、契約書を締結したことなんかあります。

○柳澤国務大臣 それぞれの大臣の御判断によるのでしようけれども、私はそういう経験を持つておりません。

○保坂(展)委員 普通はないと思いますね、これは。

しかも、これは急いで契約をしているんです、柳澤大臣。最初は、この契約書が作成された時点では、KS・ボアオという関西の会社だったんですね。そして、いざ契約の段になると、香港ボアオというふうに変わるんです。そして、この香港ボアオで契約を締結するんですが、これはブルー・オーシャン・アジア・オペレーション・リミテッド、当て字でボアオになるようにこうした、その名前が間違つたんですね。これはオペレーションじゃなくてオリエンテーションでした。同じOで始まりますけれども、ということでは変更の手続までしている。そして、一億三千万円の支払いを受けているときに、那智勝浦町の方は、香港ボアオというのは蔣会長のグループの中心的な企業だ、こう言っていたんですが、実は直

前に設立されたペーパーカンパニーだったということ自身を認めているんですよ、那智勝浦町自身。ペーパーカンパニーなんですよ、こんなものは。

しかも、いいですか、一億三千万の後、年間三百万払っていく、その払っていく、今度、払う主体が南紀ボアオという会社に変更されているんですよ。こんなところ、実体のない会社。しかも、五十七億円という大変な資金を持つていのかどうなのか、そういうことも非常に疑問ですね。一年半、今、写真で示した工事がやっていない。

大臣、どう思いますか、これは。

○柳澤国務大臣 私が報告を受けている点で申し上げますと、これはやはり、太地町の土地がなければいろいろな事業展開もできない。しかし、太地町との間が、先ほど局長の方から御報告、御説明させていただきまして、本年の五月に至つて、ようやくその間の契約が勝浦町との間でできたというふうなことで、なかなかそこそころは時間がかかっているというふうに報告を受けております。

○保坂(展)委員 柳澤大臣、御専門ですから、この私の配つた資料の裏側を見てください。

これは那智勝浦町の町議会の資料なんですが、どうやってこの賃料を設定したか。税額相当分を全部合算して、なぜか一三%割り引いているんですね。そして、そこから、大きな施設をいっぱいつくつてくれるからという理由なんでしょうか、二分の一に減額をしています。さらに、一億円以上一括で払ってくれるからということで、また十年を五年分に圧縮しているんですね。そして、切りのいいようにとまた数字をそろえたりしている。

こういう賃料の設定の仕方というのはありますか、これは。厚生労働省年金局だって疑問を持つんじゃないですか、これは。柳澤大臣、見てどう思いますか。

○櫻田委員長 渡邊年金局長。それから聞きます

から。

○渡邊政府参考人 年金局もという御指名もありましたし、委員長から御指名がありましたので、簡単に申し上げます。

賃料一億六千万は当該物件の不動産評価額を基礎として設定されたものと承知しておりますが、そういうことですが、どのように賃料を設定して契約をするのかというのは、基本的には地方自治体たる町がきつと相手との間で判断するものと考えております。

○柳澤国務大臣 要するに、賃貸借契約によりましてその間の賃料というものがこの売却価格の相当額になるということで、賃料設定が行われるというふうなことは、これはほかの例でもあるんじゃないかな、このように考えております。

○保坂(展)委員 そんなこと聞いてないですよ。こういうのを見たことがありますかと聞いています。大臣もいろいろな書類を今まで目にしてきたと思います。賃料の設定のときにこういう計算の仕方を見たことがありますか。

○柳澤国務大臣 ちょっと私も大変恐縮ですけれども、この数表を見せていただきましたが、感想を思い浮かべるといふことはなかなか困難でございます。まして、恐縮ですが、よりまたいろいろ御説明を伺うなりすれば私なりの感想が持てるかもしれません。

○保坂(展)委員 年金の保険料で百二十二億円かけて取得されたところをペーパーカンパニーに売っている。そして一年半、工事はやぶから棒な、ちよつと山を削つたような工事しか進んでいない。そして、五十七億円の投資というのは、これは本当に可能なんですか。これは那智勝浦町が確かに結んだ契約でしょう。太地町も結んだと今言いましたよね。では、基金や国はこの香港ボアオ、これはペーパーカンパニーです。いろいろなボアオといふ会社はありますか。いろいろなボアオといふ会社はありますか。余りそんなに大勢でやつていく会社ではないんですね、これは。しかも、契約書にはこの蔣グループの蔣さんというサインがあ

るだけで、よ、契約書の中に。大臣、こつちを向いてください。サインしているだけなんです、本人が。判こも何もない。問題は、これだけのいわば大ぶろしきを広げて那智勝浦町の町民も町議会も夢を見て、そして契約を結んだんでしよう。しかし、本当にこれは大丈夫なのかという調査をしると、基金や国はさちつとアドバイスをし、指導する責任があつたんじゃないですか、大臣、どうですか。

○柳澤国務大臣 私どもの条件、公共的目的に使う、それも十年間やってくれ、こういうことで、その他の私どもの条件が満たされるということについては、私ども、これはその時々報告を徴する等してこれを監督しなければならない、このように思っておりますが、そういうことが実現されるならば、これに対して私どもとして何か物言わなきゃならないという立場ではない、このように思います。

○保坂(展)委員 違いますよ、大臣。今、私、説明しました。これは、契約の直前に香港ボアオというのは設立されたペーパーカンパニーなんです、実体のない。その契約をそれでいいとするんですか。年金のこの施設を預かって、公共性、公益性にしっかりと役立てるために転売禁止規定をかけているんでしょう。十年貸すといつたって、十年後には無償譲渡される契約になっているんですよ、これは。とすれば、ペーパーカンパニーで、実体のない会社で大丈夫なのかと基金や国は調査を求めるべきじゃないですか。那智勝浦町が困っていたら、アドバイスし、一緒に調べるべきじゃないですか。

○渡邊政府参考人 契約を締結いたしました旧年金資金運用基金の契約上の地位というものを国が承継するということで、私ども年金局の方で、当該契約が履行されますように、今は、その施設、土地の所有をされておられる自治体のみならずから提出した利用計画に沿ってうまくいくように努力しているかという点について、定期的に現場の報告を受け、そして時としては指導をするということ

で臨んできております。

ややおくれて今日に至っている本件でございますが、町の方も、これまでの計画を聞く等々しながら、これからさまざまな工夫をして何とかこれを実現したいということを、私ども、報告を受けておりますので、そこを信じて引き続き報告を受けてまいりたいと思っております。

○保坂(展)委員 いいですか。年金局長のその答弁だと、ペーパーカンパニーでも構わない、こういうことですよ。これだけグリーンピアで不始末して、大切な年金保険料を使つて、ペーパーカンパニーでもいいと言っているんですか、大臣。そこだけ答えてくださいよ。

ペーパーカンパニーでもいいんですね、国は。それで構わないんですね。今局長はそう言っているんですよ。大臣ですよ、だめだ、大臣、大臣。○櫻田委員長 渡邊年金局長。それから大臣にお願いいたします。

○渡邊政府参考人 地方自治体が地方自治体としての判断で第三者との契約を結んだものでございます。私どもは、地方自治体としての責任のもとに行われたものという前提で臨んでおります。

○保坂(展)委員 大臣、政治家としてこの答弁を認めちゃいけないんですよ。これで間違ってきたんですから、年金局は。

だから、ペーパーカンパニーだった、実体のない会社だった、これはいけないの。これは公益性から外れてしまふんですよ。だから、大臣に聞きたい。ペーパーカンパニーではいけないんですよ。いいんですか。イエスカノーか、どっちか言ってください。

○柳澤国務大臣 保坂委員がペーパーカンパニーという意味でどういうことを意味しているかというところで、このごろの会社というのは、事業を何か行っている会社だけではなくて、投資会社のような形、ファンドであるとか組合であるとか、そういうようなことでございます、それは本当に人的な、それもあり少数のような形態をとる会社もあるということでございますので、何

か実業をしたりしていない会社以外は信頼できないというような、これは一般論ですよ、一般論ですが、そういう考え方は私は必ずしも現在の実業界の、産業界の状況からすると、そう簡単には断定するわけにはいかないと思います。

ただ、本件については、私どもも、よくこれからその推移を監視、監督していかなければならない、このように考えます。

○保坂(展)委員 もう時間ですから、大臣、一問だけ答えてくださいよ。

この設計図をお見せしますけれども、便所の跡ですよ、これは便所の跡、洋室。そんなところへ泊まりますか、普通、賓客が。超高級ゲストハウスですよ、これは。公衆トイレの跡ですよ。そんなものをつくつて……

○櫻田委員長 保坂展人君に申し上げます。

申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○保坂(展)委員 わかりましたから、もうこれで終わりますから、はい、あと一問。

こういうものをつくつていて、一年半も放置している。しかも、ペーパーカンパニーだけれども信じてみたいということですか。それだけ言つて。

○柳澤国務大臣 私どもは、このグリーンピアを勝浦町に売るに当たつて条件を付しているわけでございまして、この条件がしっかりと遵守されるということについては、先ほど局長からも申したように、定期的な報告を徴し、そしてこの確保に取り組んでいく、努めていくというのが私どもの立場でございます。

○櫻田委員長 次回は、来る二十二日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十分散会

平成十九年六月七日印刷

平成十九年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇